

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料

平成21年1月21日（水）

（説明資料）

社会・援護局

# 目 次

	頁
1 . 福祉・介護人材確保対策について（福祉基盤課） . . . . .	1
2 . 生活保護制度について（保護課、自立推進・指導監査室） . . . . .	29
3 . 地域福祉の推進等について（地域福祉課） . . . . .	47
4 . 刑務所出所者等の地域生活定着支援について（総務課） . . . . .	55
5 . ひきこもり対策について（総務課） . . . . .	61
6 . 災害対策等について（災害救助・救援対策室） . . . . .	65
7 . 援 護 関 係 . . . . .	69

# 福祉・介護人材確保対策について

# 福祉・介護人材の現状

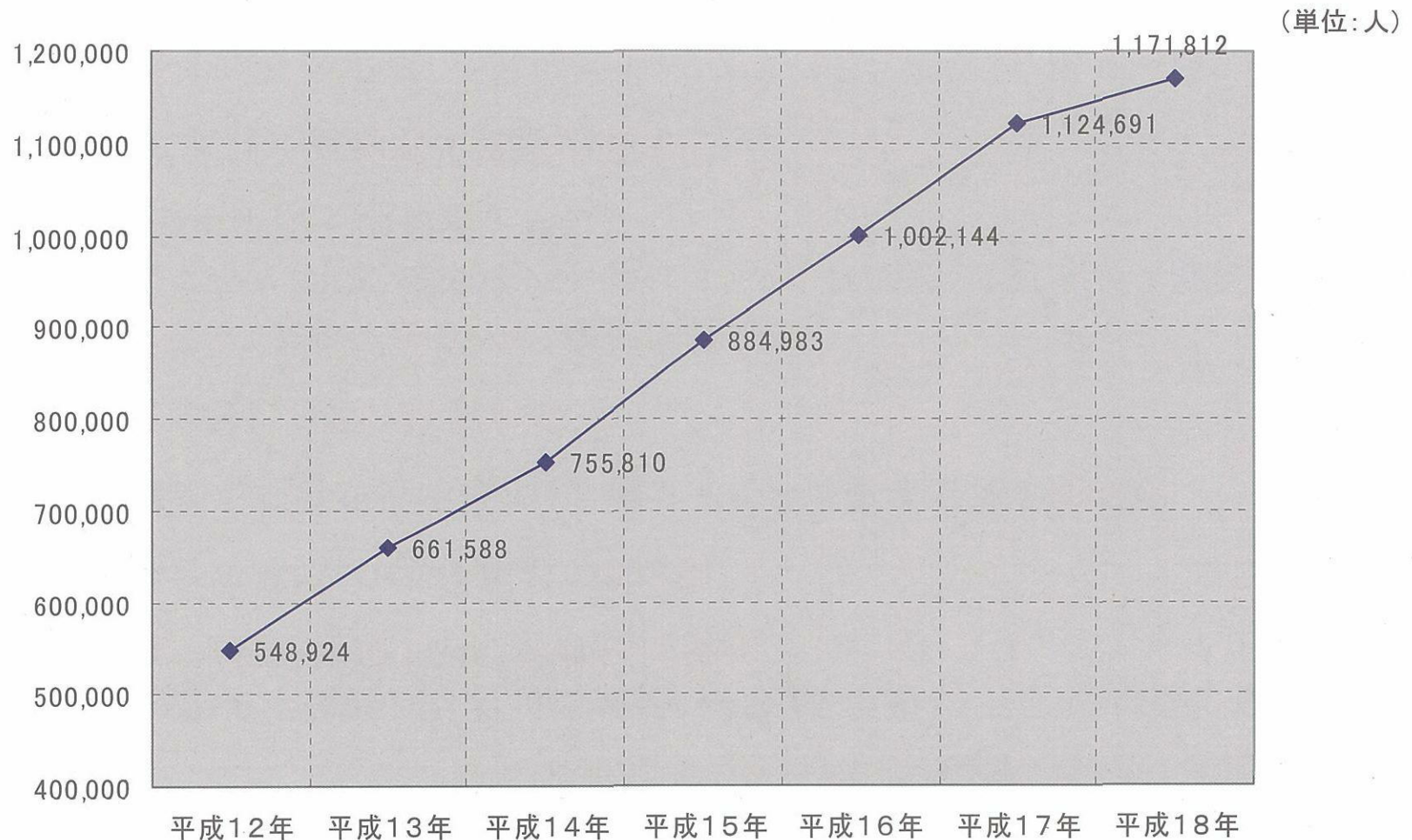


# 介護人材の現状

- 介護人材は、平成12年(約55万人)の約2倍(平成18年約117万人)に達しているが、**直近(平成17年→平成18年)の伸びは鈍化**
- **女性**の占める割合が高い(介護従事者の**約8割**)
- **非常勤職員**の占める割合が近年増加(介護サービス従事者全体の**約4割**)
- 全労働者平均と比較して**低い給与水準**
- **高い入職率と離職率**(入職率**約27%**、離職率**約22%**)
  - 介護職員数117万人(平成18年)をベースにすると、年間約32万人が入職し、約26万人が離職(他の介護事業所への転職を含む)
- 福祉・介護分野における**有効求人倍率の高まり**
- **潜在的有資格者**等が多数存在(介護福祉士47万人のうち福祉・介護サービスに従事しているのは約27万人(平成17年現在))
  - ただし、潜在的介護福祉士のうち**約半数は、福祉・介護分野へ復帰の意向あり**
- 介護福祉士等有資格者を養成する養成校の入学者の**著しい定員割れ**(定員充足率は**約46%**(平成20年4月現在))

## 介護人材の動向

介護人材は年々増え続けており、平成12年の約55万人から平成18年には約117万人（平成12年の約2.1倍）に達している。しかしながら、平成17年から平成18年への伸び（約4.7万人増）は、従前の半分程度の水準となっている。



資料出所：「介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）



# 事業所の種類別・年齢階層別・男女別介護職員の状況

介護職員を年齢別に見ると、29歳以下の者が約40%を占め、平均年齢は36.5歳となっている。  
また、男女別にみると、女性の割合が約78%となっている。

(単位:%)

	総数	29歳以下	(再掲) 24歳以下	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不詳	平均年齢 (歳)
全体計	100.0	39.6	15.7	21.3	19.5	17.3	2.0	0.3	36.5
訪問介護	100.0	12.3	4.0	17.7	33.2	30.9	5.6	0.3	44.5
認知症対応型 共同生活介護	100.0	34.6	17.2	18.9	21.3	20.5	4.2	0.4	38.3
介護老人福祉施設	100.0	44.9	16.8	23.7	16.5	14.1	0.6	0.3	34.7
介護老人保健施設	100.0	51.4	19.6	23.3	14.7	9.8	0.5	0.3	33.0
介護療養型医療施設	100.0	34.5	16.3	15.8	21.2	25.2	2.9	0.4	39.0

(単位:%)

	男	女
全体計	22.2	77.8
訪問介護	8.2	91.8
認知症対応型 共同生活介護	16.7	83.3
介護老人福祉施設	26.5	73.5
介護老人保健施設	28.9	71.1
介護療養型医療施設	16.2	83.8

注) 常勤者の年齢階層別男女別割合である。

資料出所: 「介護サービス施設・事業所調査」(平成16年)(厚生労働省大臣官房統計情報部)

# 常勤・非常勤別介護職員数の推移（実人員）

介護職員に占める非常勤の介護職員の割合は概ね増加しており、平成18年では41%となっている。  
事業所の種類別でみると、非常勤の介護職員の割合は施設サービスでは増加しており、平成18年で約15%、在宅サービスではほぼ横ばいで、平成18年では約51%となっている。

		平成12年		平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		平成18年	
		介護職員数	割合	介護職員数	割合	介護職員数	割合	介護職員数	割合	介護職員数	割合	介護職員数	割合	介護職員数	割合
合 計	常勤	357,283	65.1%	409,294	61.9%	450,269	59.6%	517,247	58.4%	592,666	59.1%	656,874	58.4%	691,849	59.0%
	非常勤	191,641	34.9%	252,294	38.1%	305,541	40.4%	367,736	41.6%	409,478	40.9%	467,817	41.6%	479,963	41.0%
	総計	548,924	100.0%	661,588	100.0%	755,810	100.0%	884,983	100.0%	1,002,144	100.0%	1,124,691	100.0%	1,171,812	100.0%
施 設	常勤	210,770	89.2%	223,575	88.0%	232,772	87.7%	245,305	87.1%	258,577	86.7%	268,477	85.9%	272,980	84.8%
	非常勤	25,443	10.8%	30,376	12.0%	32,788	12.3%	36,175	12.9%	39,564	13.3%	43,892	14.1%	48,773	15.2%
	計	236,213	100.0%	253,951	100.0%	265,560	100.0%	281,480	100.0%	298,141	100.0%	312,369	100.0%	321,753	100.0%
在 宅 サ ー ビ ス	常勤	146,513	46.9%	185,719	45.6%	217,497	44.4%	271,942	45.1%	334,089	47.5%	388,397	47.8%	418,869	49.3%
	非常勤	166,198	53.1%	221,918	54.4%	272,753	55.6%	331,561	54.9%	369,914	52.5%	423,925	52.2%	431,190	50.7%
	計	312,711	100.0%	407,637	100.0%	490,250	100.0%	603,503	100.0%	704,003	100.0%	812,322	100.0%	850,059	100.0%

※介護職員数は実人員。

※平成18年の在宅サービスは、「訪問介護」、「訪問入浴介護」、「通所介護」、「通所リハビリテーション」、「短期入所生活介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「特定施設入居者生活介護」に勤務する介護職員数を集計したもの。

※「常勤」とは施設・事業所が定めた勤務時間のすべてを勤務している者、「非常勤」とは常勤者以外の従事者（他の施設、事業所にも勤務するなど収入及び時間的拘束の伴う仕事を持っている者、短時間のパートタイマー等）。

資料出所：「介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）



## 職種別きまって支給する現金給与額等

区 分	男性			女性		
	年齢 歳	勤続年数 年	きまって支給する現金給与額 千円	年齢 歳	勤続年数 年	きまって支給する現金給与額 千円
産業計	41.9	13.3	372.4	39.2	8.7	241.7
(職業別内訳)						
介護支援専門員	38.6	6.7	284.8	45.0	7.1	261.8
ホームヘルパー	36.7	3.5	239.3	45.3	5.1	207.4
福祉施設介護員	32.6	4.9	225.9	37.4	5.2	204.4
保育士	29.7	5.8	238.0	33.1	7.9	216.1
看護師	33.4	5.8	307.1	35.8	6.6	313.4
百貨店店員	39.0	13.2	300.8	38.3	9.5	202.5

(注) 賃金構造基本統計調査は年収は調査していないが、下記算式により参考数値として試算した。

$$\text{年収試算額} = \text{「所定内給与額} \times 12 \text{ヶ月} + \text{年間賞与その他特別給与額}」$$

◎「きまって支給する現金給与額」とは、労働契約、労働協約あるいは、事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額。手取額でなく、税込みの額。

現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含む。

◎「所定内給与額」とは、月間きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額以外のものをいう。

資料出所：平成19年賃金構造基本統計調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）

## 入職率・離職率（全体）

		入職率	離職率
訪問介護員＋介護職員	計	27.4	21.6
	正社員	26.6	20.0
	非正社員	28.0	22.8
		入職率	離職率
(参考) 全労働者	計	15.9	15.4
	男	13.6	13.0
	女	19.0	18.8
	一般労働者	12.5	12.2
	パートタイム労働者	26.7	25.9

※正社員は一般労働者よりも概念が狭く、非正社員は、パートタイム労働者よりも概念が広いいため、単純に全労働者の一般労働者、パートタイム労働者と介護職員の正社員、非正社員との入職率や離職率を比較するには注意が必要である。

※正社員：雇用している労働者の雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者を除いた者。

※非正社員：正社員以外の労働者（契約社員、嘱託社員、臨時的雇用者、パートタイム労働者）。

※一般労働者：常用労働者のうちパートタイム労働者を除いた者。

※パートタイム労働者：常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者をいう。

ア 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

※入（離）職率：訪問介護員＋介護職員：平成18年9月1日の従事者数に対するその後1年間の採用（離職）者数の割合。

※全労働者：平成19年1月1日現在の常用労働者数に対する1月1日から12月の期間中の入（離）職者の割合。

### 【資料出所】

訪問介護員＋介護職員：事業所における介護労働実態調査（平成20年7月）（介護労働安定センター）

全労働者：雇用動向調査（平成19年）（厚生労働省大臣官房統計情報部）

# 有効求人倍率の推移

		平成5年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	(参考)平成20年11月
全職業	常用(含パート)	0.70	0.48	0.47	0.60	0.54	0.54	0.66	0.83	0.94	1.02	0.97	0.75
社会福祉専門職	常用(含パート)	-	0.25	0.34	0.46	0.54	0.59	0.74	0.86	1.08	1.30	1.53	1.82
介護関連職種	常用(含パート)	-	-	-	-	-	-	-	1.14	1.47	1.74	2.10	2.45
【参考】介護職員数		-	-	-	548,924	661,588	755,810	884,981	1,002,144	1,124,691	1,171,812		
平成12年の介護職員数を100とした指数		-	-	-	100	121	138	161	183	205	213		

(注1) 介護職員数は実人員である。平成19年度については、現時点で数値が取りまとまっていない。

(注2) 社会福祉専門職：福祉相談指導専門員、福祉施設指導専門員、保育士、福祉施設寮母・寮父、その他の社会福祉専門の職業

(注3) 介護関連職種：福祉施設指導専門員、福祉施設寮母・寮父、その他の社会福祉専門の職業、家政婦(夫)、ホームヘルパー

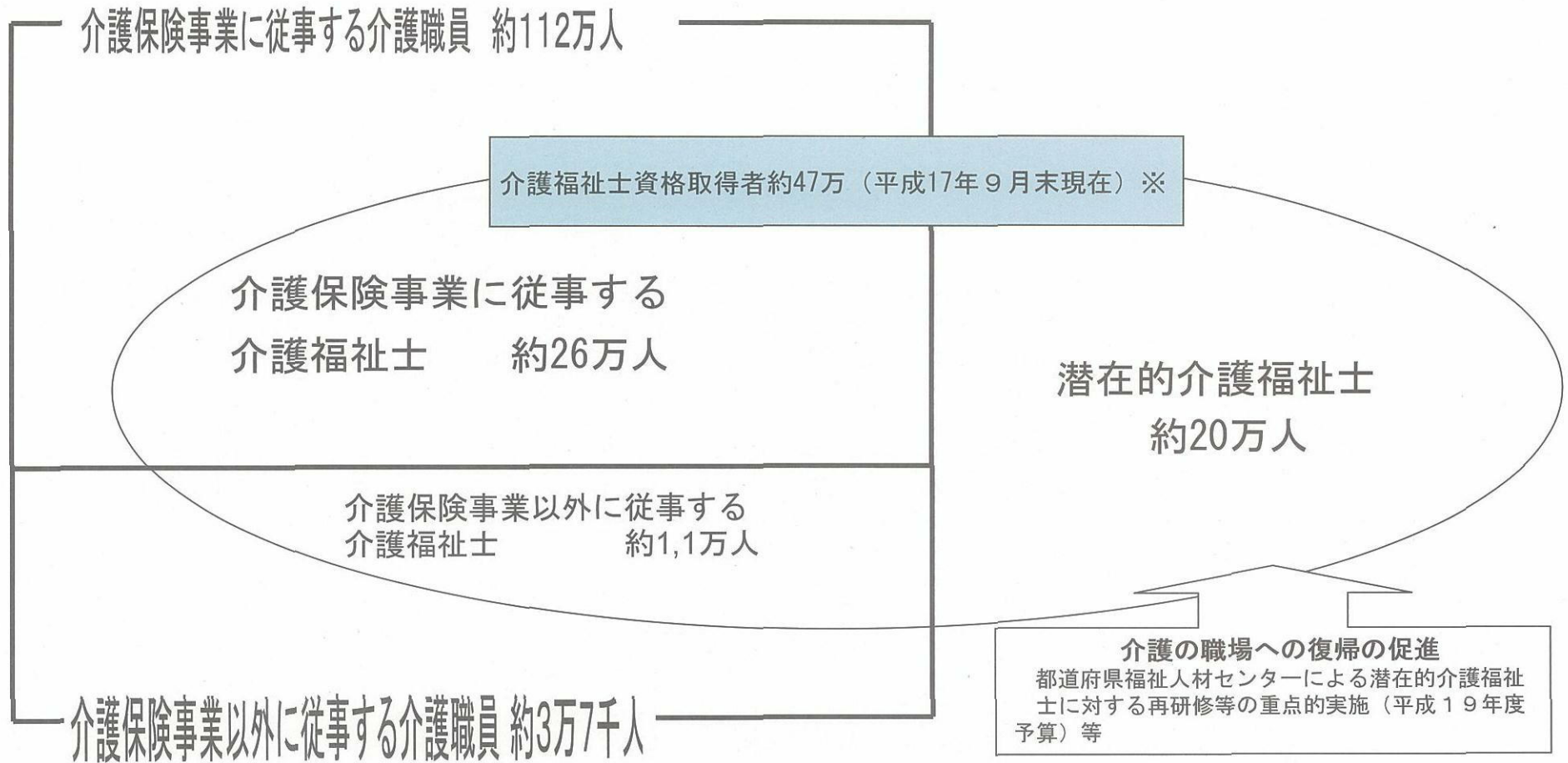
資料出所：職業安定業務統計(厚生労働省職業安定局)

介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)



# 潜在的介護福祉士の状況

介護等の業務に従事していない、いわゆる潜在的介護福祉士は、推計すると約20万人（平成17年9月末現在の登録者数約47万人に対して約4割）となっている。



※ 介護福祉士資格取得者数については、できる限り時点をそろえるため、平成17年9月末現在の人数を用いているが、平成19年3月末現在では約56万4千人となっている。

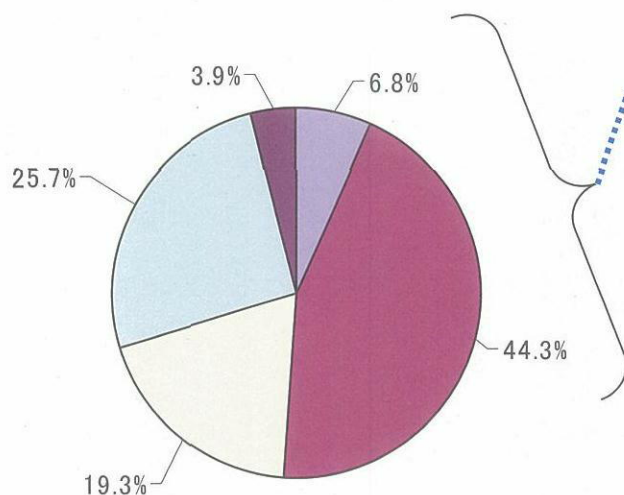
資料出所：介護保険事業の介護職員・介護福祉士数：介護サービス施設・事業所調査（平成17年10月1日）（実人員ベース）  
介護保険事業以外の介護職員・介護福祉士数：社会福祉施設等調査（平成17年10月1日現在）（実人員ベース）＜介護福祉士数がかかる施設のみ＞



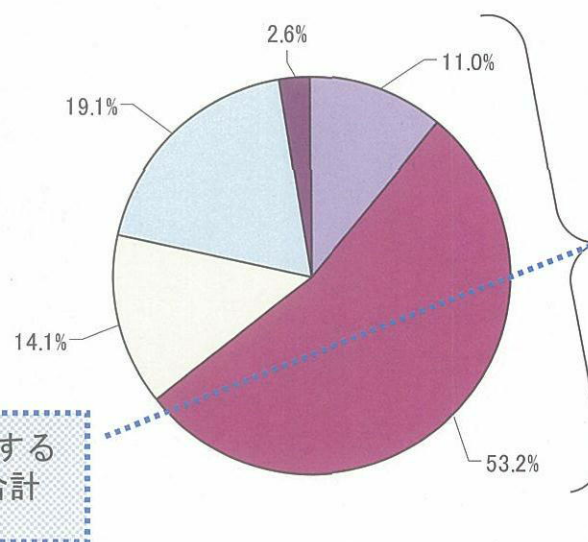
# 潜在的介護福祉士の福祉・介護分野への復帰意向

潜在的介護福祉士の福祉・介護分野への復帰意向を見ると、約半数以上が何らかのかたちで福祉・介護分野への復帰意向を有している。

他分野で就労している潜在的介護福祉士の意向



現在就労していない潜在的介護福祉士の意向



■ 是非戻りたい ■ 条件があれば戻りたい □ 戻りたくない □ わからない ■ 不明

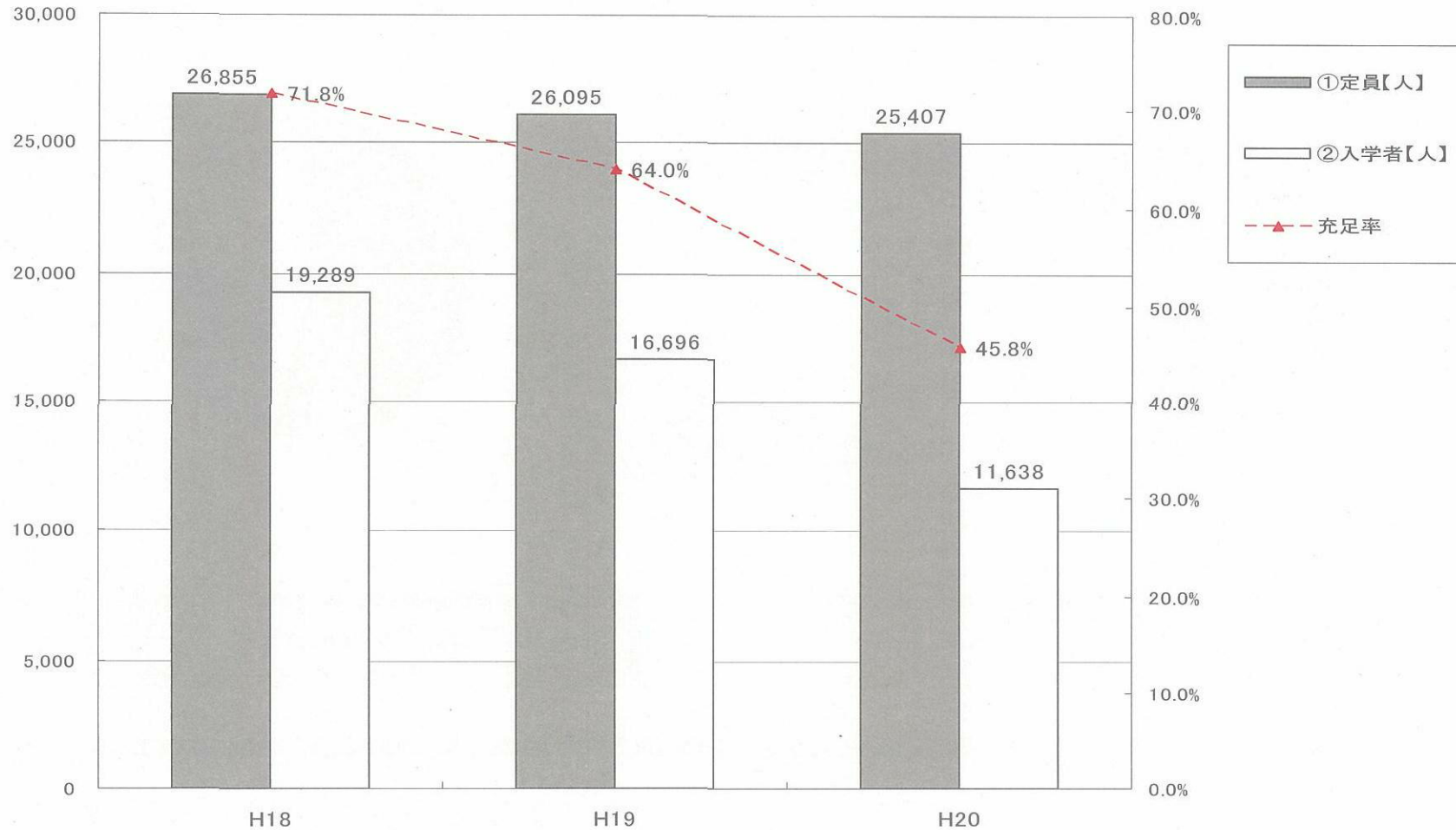
※ N=7,220人

■ 是非戻りたい ■ 条件があれば戻りたい □ 戻りたくない □ わからない ■ 不明

※ N=19,164人

資料出所：平成20年財団法人社会福祉・振興試験センター「介護福祉士等現況把握調査」

# 介護福祉士養成施設の定員充足率の推移



	H18	H19	H20
①定員【人】	26,855	26,095	25,407
②入学者【人】	19,289	16,696	11,638
充足率(%) 【②/①×100】	71.8	64.0	45.8

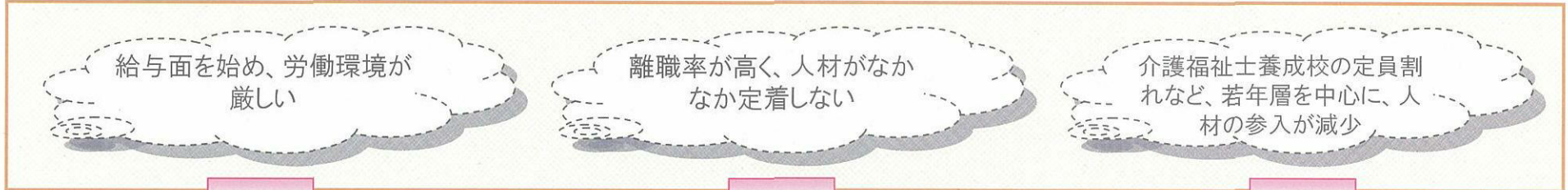
平成20年度補正予算(案)・  
平成21年度予算(案)



# 予算案における福祉・介護人材確保対策の全体像

## (平成21年度当初予算案・平成20年度第2次補正予算案)

### 【福祉・介護分野が抱える主な課題】



### 福祉・人材確保対策の充実・強化

(労働環境を整備)

(定着を支援)

(人材参加を促進)

○ 介護人材の処遇改善等を図るための介護報酬+3%改定(負担の大きな業務への評価や専門性の高い人材の評価等)と、それに伴う介護保険料の急激な上昇の抑制

○ 介護福祉機器(移動リフト等)の導入費用の助成

青枠は平成20年度補正予算で措置

○ 年長フリーター等を雇い入れた事業主に対する助成

○ 介護事業主団体等に対する人材確保や雇用管理改善のための事業等の委託

○ 処遇改善等のための人事制度を導入・運用し、かつ、雇用管理改善事業を実施した場合の助成

○ 新たに福祉・介護分野に従事した者に対する巡回相談

○ 介護福祉士等養成施設の入学者に対する修学資金貸付事業の拡充

○ 学生や教員に対し、福祉・介護の魅力を伝える相談助言

○ 潜在的有資格者等の再就業を促進する研修

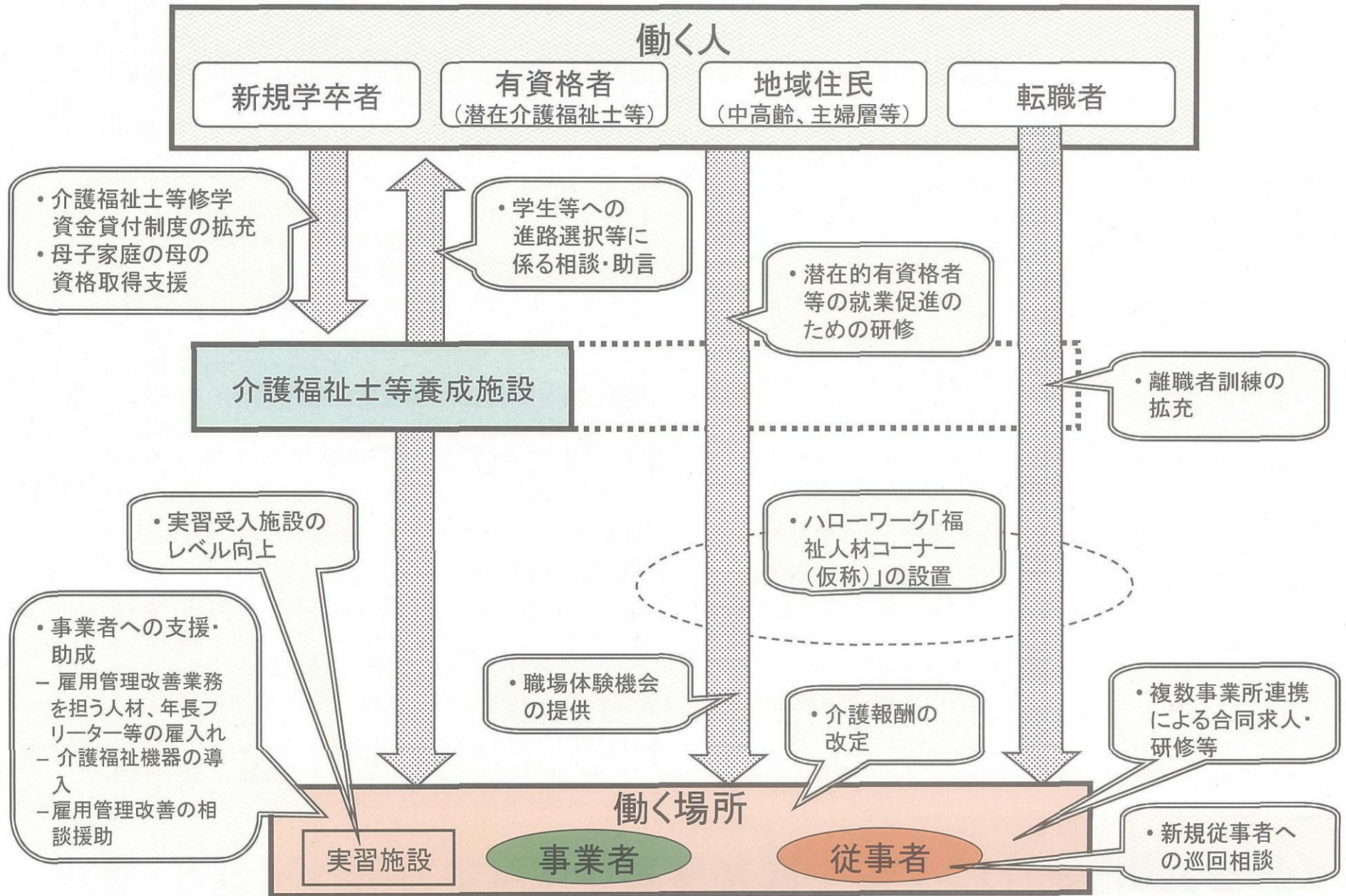
○ 福祉・介護の職場体験の機会提供

○ 母子家庭の母による介護福祉士等の資格取得の支援

○ 離職者訓練の拡充



# 福祉・介護人材確保対策事業の関係





## 福祉・介護人材確保のための緊急対策について(社会・援護局分)

### 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充

- ・ 予算額: 320億円(セーフティネット事業費補助金) ※2次補正予算案
- ・ 実施主体: 都道府県が適当と認める団体
- ・ 補助率: 10/10
- ・ 概要: 介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対して修学資金の貸付けを行う。  
(福祉・介護の仕事に5年間従事した場合、返還を免除。)

### 福祉・介護人材確保のための緊急対策

- ・ 予算額: 205億円(障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業として実施) ※2次補正予算案
- ・ 実施主体: 都道府県
- ・ 補助率: 定額(10/10)
- ・ 概要: ①進路選択学生等支援事業  
②潜在的有資格者等養成支援事業  
③複数事業所連携事業  
④職場体験事業

+

- ・ 予算額: セーフティネット事業費補助金210億円の内数 ※21年度当初予算案
- ・ 実施主体: 都道府県
- ・ 補助率: 1/2
- ・ 概要: ①福祉・介護人材定着支援事業  
②実習受入施設ステップアップ事業



# 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充について

- 介護福祉士等養成施設に著しい定員割れが生じている現状を踏まえ、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進する観点から、介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」について、貸付原資等の補助及び貸付条件の緩和を行う。

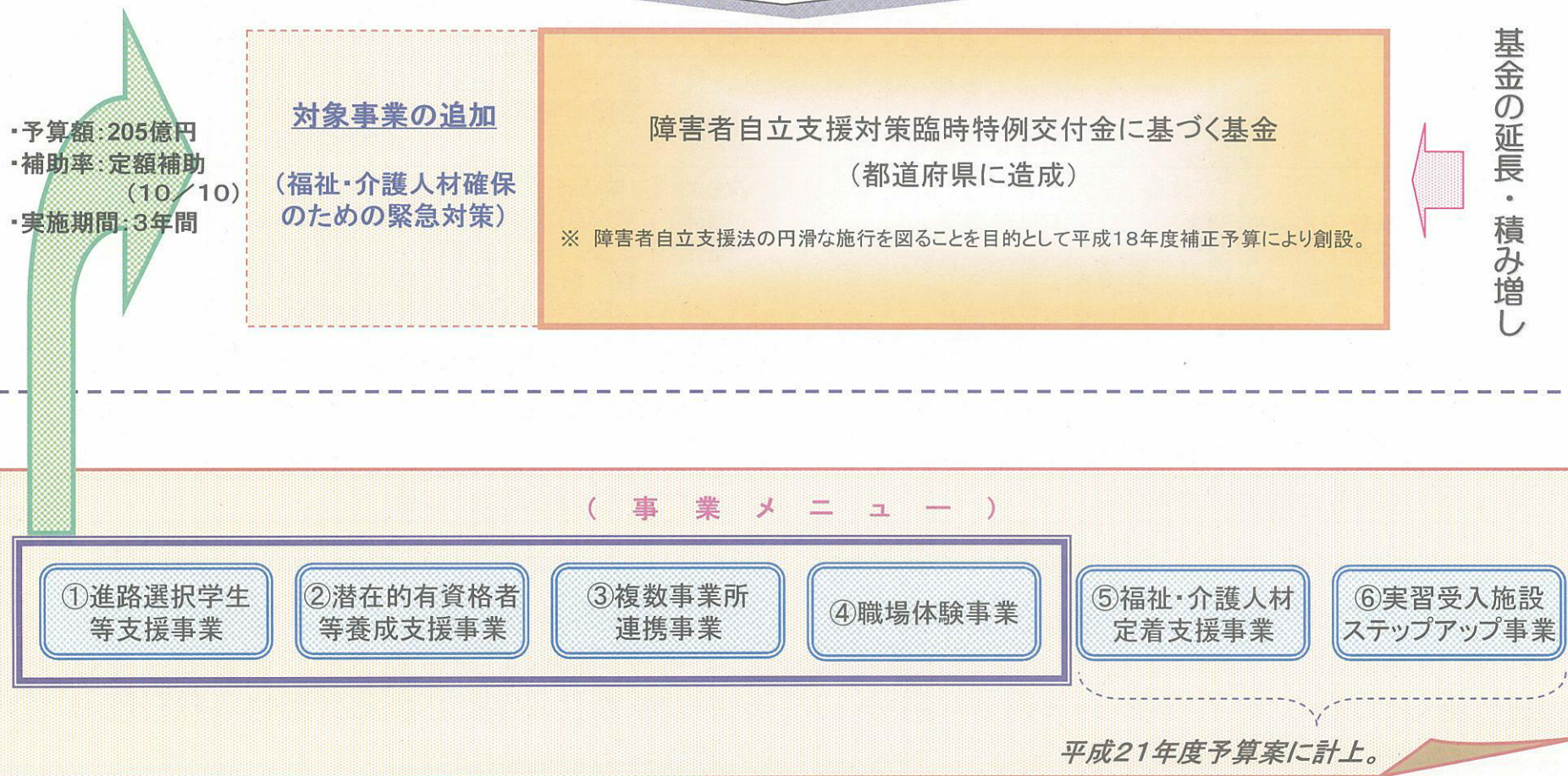
	第2次補正予算による対応	現行制度(平成20年度)
予算額(案)	320億円(※)	セーフティネット事業費補助金195億円の内数
補助率	10/10(セーフティネット事業費補助金)	1/2(セーフティネット事業費補助金)
実施主体	都道府県が適当と認める団体(都道府県社協等)	都道府県
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護福祉士養成施設(1年課程)</li> <li>・ 介護福祉士養成施設(2年以上課程)</li> <li>・ 社会福祉士一般養成施設(1年以上課程)</li> <li>・ 社会福祉士短期養成施設(6月以上課程)</li> </ul> のいずれかに入学する者(学年当たり6,000人程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護福祉士養成施設(1年課程)</li> <li>・ 介護福祉士養成施設(2年以上課程)</li> <li>・ 社会福祉士一般養成施設(1年以上課程)</li> <li>・ 社会福祉士短期養成施設(6月以上課程)</li> </ul> のいずれかに入学する者
貸付限度額	① 月額5万円 ② 入学準備金20万円(初回に限る。) ③ 就職準備金20万円(最終回に限る。)	月額3.6万円
返還方法	都道府県が設定する期間内に、都道府県が設定する金額を返還	貸付を受けた期間に相当する期間内に、毎月3.6万円を返還
返還免除	① 養成施設等の卒業の日から1年(国家試験に不合格となった場合等には3年)以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 受験資格の対象となる介護又は相談援助の業務に従事し、 ④ 以後5年間当該業務に従事すること	① 養成施設等の卒業の日から1年以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 介護福祉士の場合には受験資格の対象となる介護等の業務に、社会福祉士の場合には受験資格の対象となる相談援助の業務に従事し、 ④ 以後7年間当該業務に従事すること
貸付事務費	交付された資金の中から年間600万円以内の範囲で取崩し可能	なし

※ 3年分に相当する規模の貸付に係る原資を交付。



# 障害者自立支援法対策臨時特例交付金に基づく基金との関係

○ 近年の福祉・介護分野での人材確保の厳しい状況を踏まえ、都道府県に造成されている「障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金」の延長・拡充を図るとともに、新たに対象事業を追加し、福祉・介護人材の参入・定着のための取組を推進する。





# ① 進路選択学生等支援事業（平成20年度第2次補正予算）

## 目的

○ 将来の福祉・介護人材を養成する介護福祉士・社会福祉士等養成施設においては、深刻な定員割れの状態にあり、このままでは、サービス提供を担う人材の確保やサービス水準の維持に支障を生ずるおそれがある。

※ 介護福祉士養成施設定員充足率(71.8%(平成18年度)→64.0%(平成19年度)→45.8%(平成20年度))

○ このため、養成施設に、専門員を設置し、次のような取組を通じ、若い世代や地域の人材確保を推進する。

### (対象)

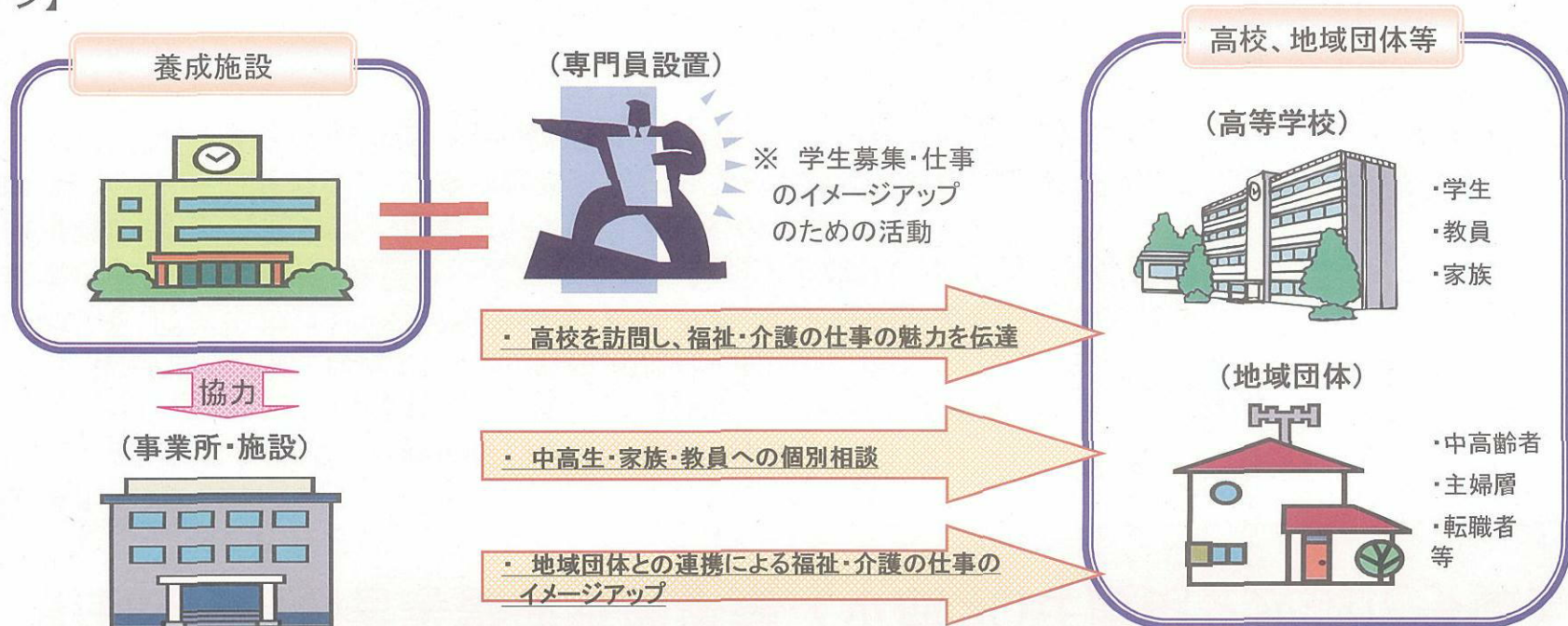
- ・ 中高生、家族、教員
- ・ 中高齢者、主婦層、転職者等
- ・ 地域団体・機関等

### (活動内容)

- ・ 福祉・介護の仕事の魅力や実情を紹介
- ・ 就学・研修受講に向けて、個別に相談・助言・指導等を行う
- ・ 理解促進、意識啓発のための地域イベント、説明会等を開催

※ 定員充足率60%未満の養成施設(介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士)を対象。

## 【イメージ】



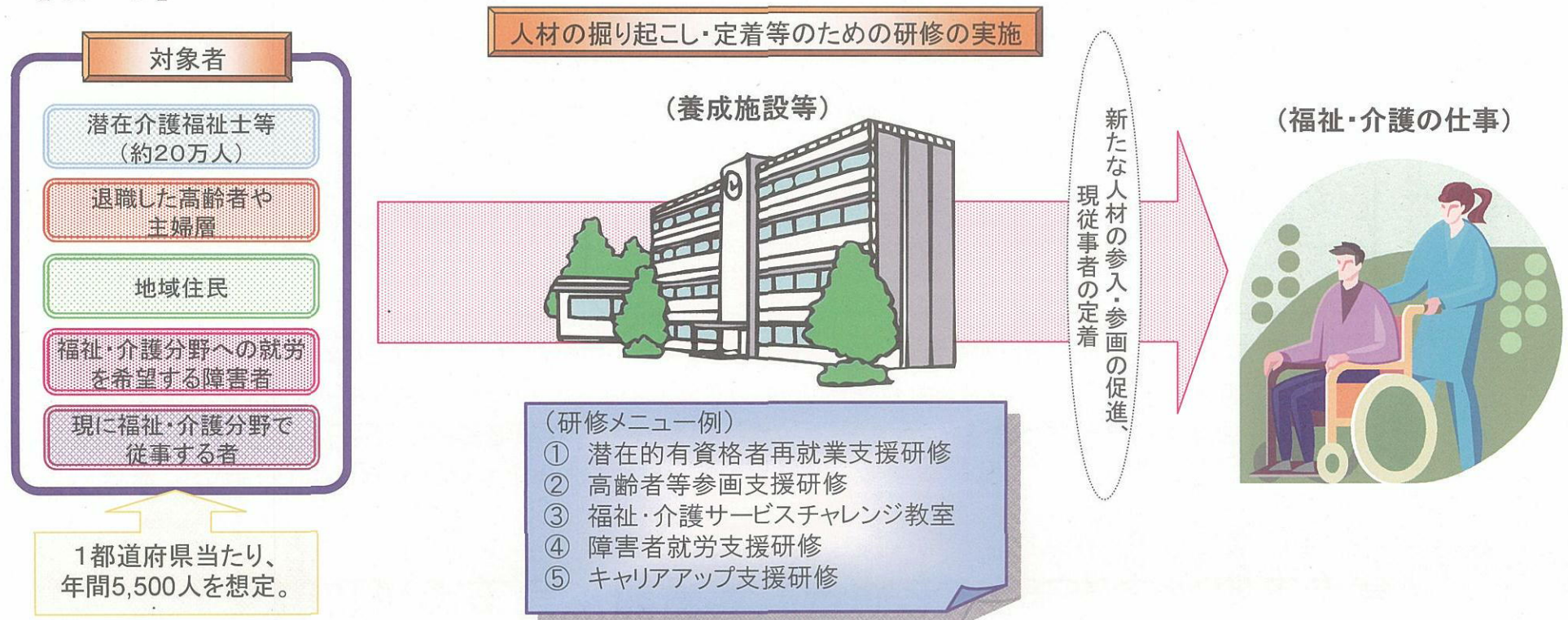


## ② 潜在的有資格者等養成支援事業（平成20年度第2次補正予算）

### 目的

- 定員に余裕がある介護福祉士養成施設等の資源を活用し、
    - ① 潜在的な介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士の再就業を支援するための研修  
※潜在的介護福祉士は約20万人以上存在(平成17年度)
    - ② いわゆる「団塊の世代」や主婦層の知識・能力を活かして参画を進めるための研修
    - ③ 地域住民に対し、福祉・介護サービスの意義や重要性を理解してもらうための研修
    - ④ 障害者の福祉・介護分野への就労を支援するための研修
    - ⑤ 職員のOFF-JTを行うことが困難な事業所に従事する者のキャリアアップを支援するための研修
- 等を行うことを通じ、福祉・介護分野への新たな人材の参入・参画を促進するとともに、現に従事する者の定着を支援する。

### 【イメージ】



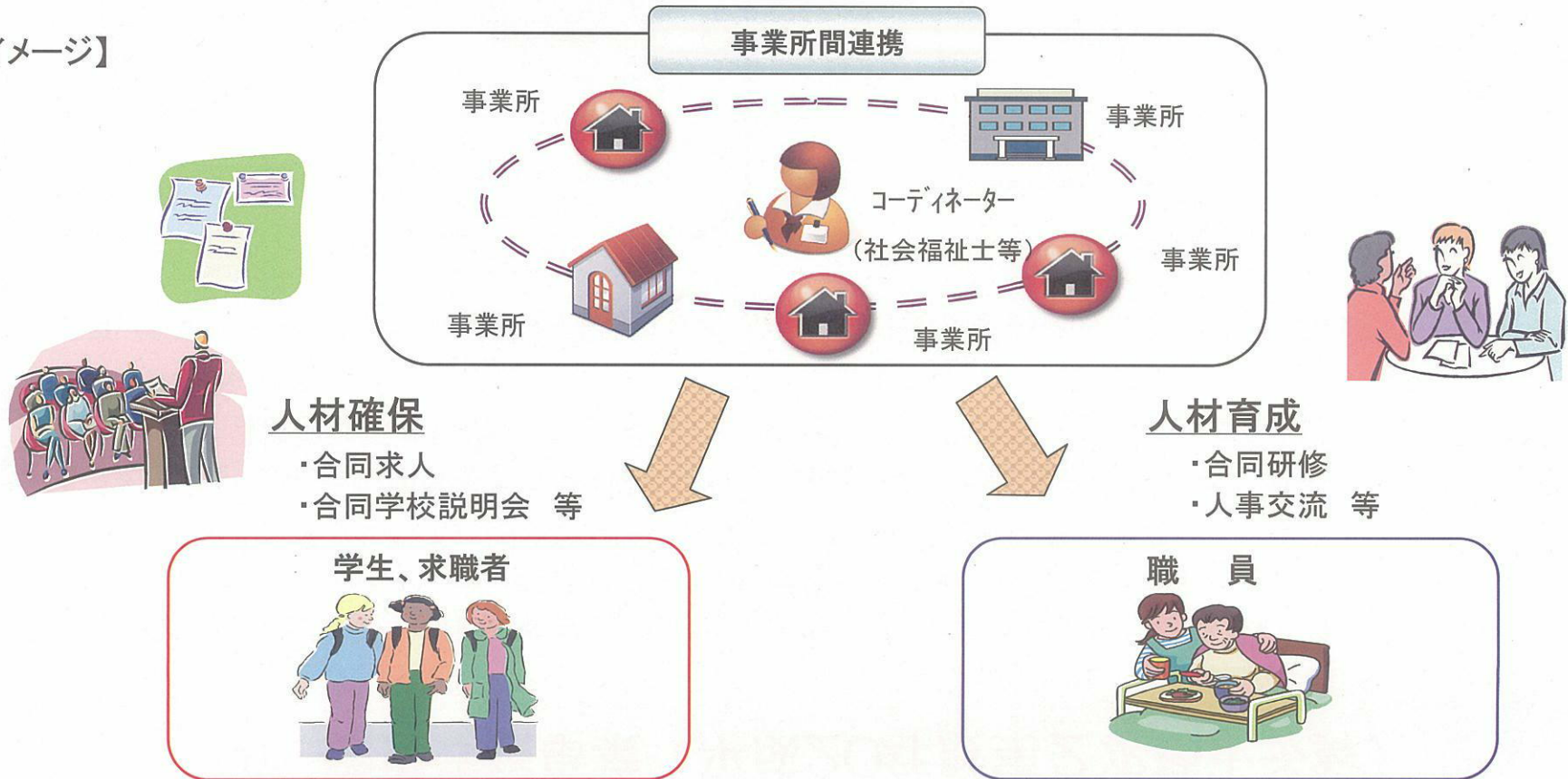


### ③ 複数事業所連携事業（平成20年度第2次補正予算）

#### 目的

- 在宅サービス事業所や小規模事業所は、効率性の問題により、求人や広報、研修等を自ら実施することに困難が多い。
- 景気動向に伴い他分野の採用が活発になる一方、福祉・介護分野では離職率が高く、特に小規模事業所ほど、その傾向が強くなっている。 ※1年間の離職率(平成20年財団法人介護労働安定センター調査)  
 ……従業員数 9人以下 29.0%、10～49人 24.6%、50～99人 20.6%、100人以上 17.7%
- そこで、複数の事業所がネットワークを形成し、協同による求人活動、合同研修によるキャリア開発等を行い、事業所間連携による新たな経営モデルを通じ、人材の確保・育成を図る。

#### 【イメージ】



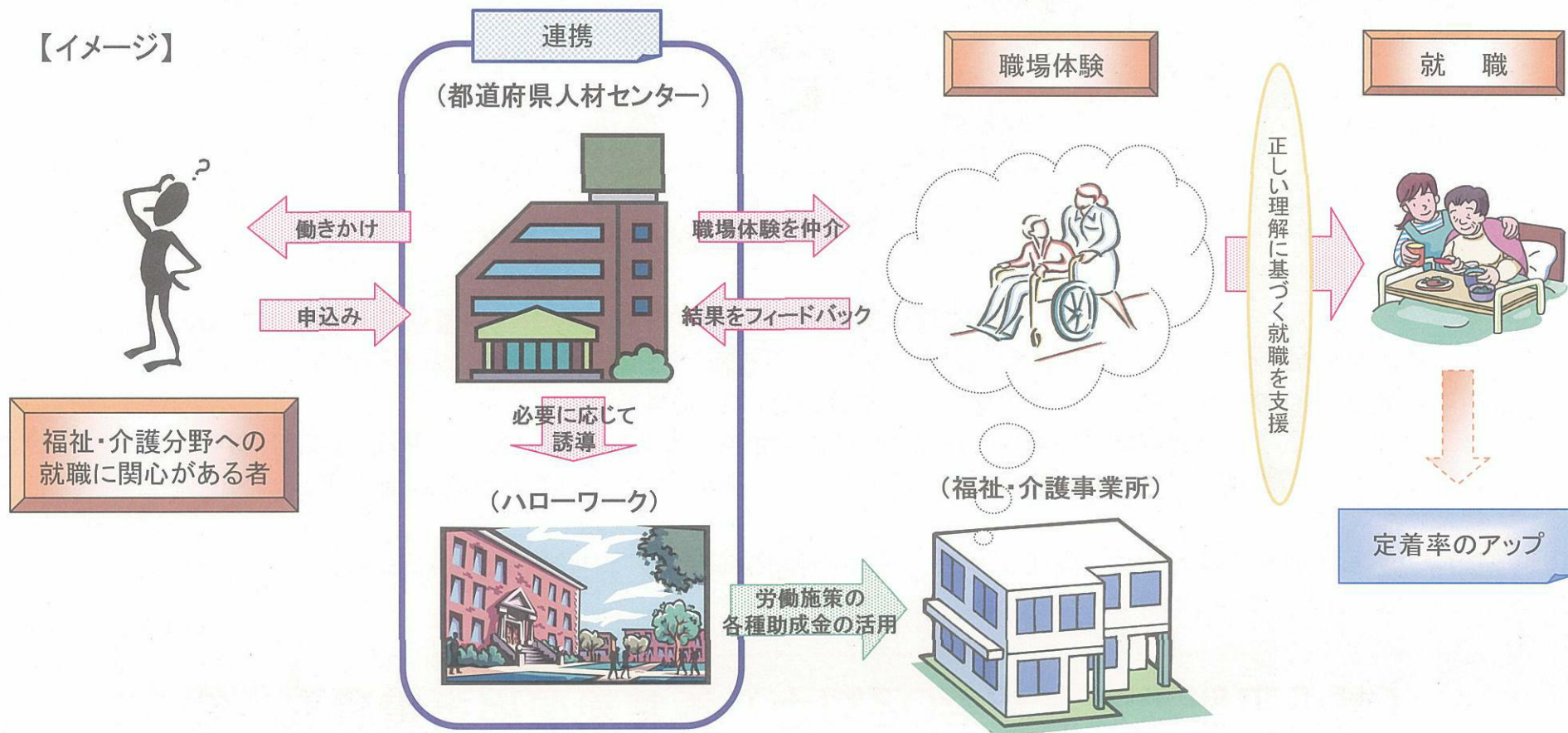


## ④ 職場体験事業（平成20年度第2次補正予算）

### 目的

- 福祉・介護分野において、離職者の約75%が3年未満で離職している状況にあり、また、事業者の約5割が採用した者の質に満足していないなど、就職希望者が抱く職場のイメージと、事業者が求める人材像にギャップが生じているケースも多いと考えられる。（平成20年財団法人介護労働安定センター調査）
- このため、あらかじめ職場体験を行う機会を提供し、就職希望者には実際の職場の雰囲気やサービスを直接知ってもらい、事業者には就職希望者のパーソナリティを理解してもらうことにより、こうしたギャップを埋め、円滑な人材参入を促進する。
- こうした取組と併せて、労働施策（各種助成金の活用）との十分な連携を図ることにより、政策効果を高める。

### 【イメージ】



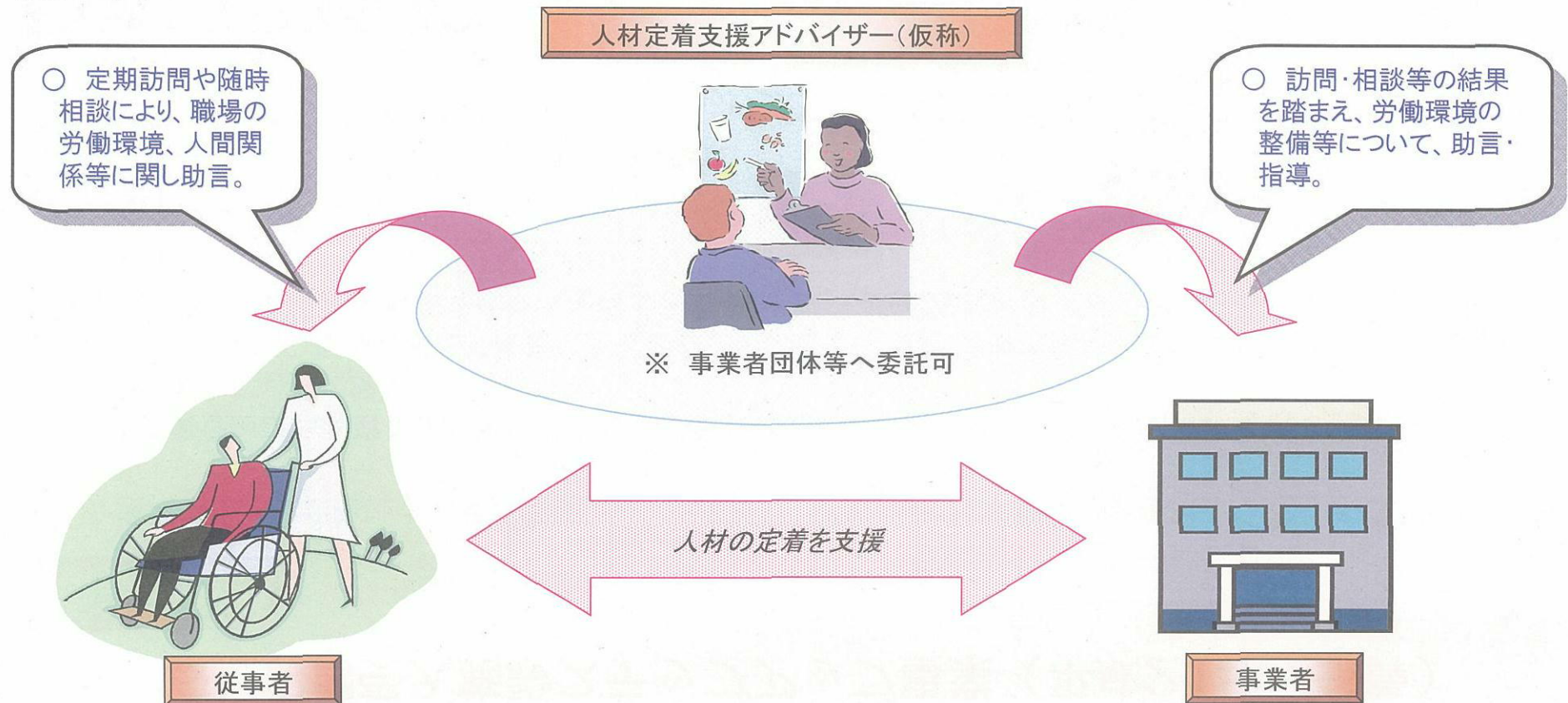


## ⑤ 福祉・介護人材定着支援事業（平成21年度予算）

### 目的

- 福祉・介護分野においては、離職率が約22%と全産業の平均(約16%)を上回っており、これら離職者のうち、約75%が3年未満で離職している状況。(平成20年財団法人介護労働安定センター調査)
- このため、人材定着支援アドバイザー(仮称)を設置し、就職して間もない従事者等を個々にフォローアップし、職場の労働環境、人間関係等に関する相談に応じるとともに、その結果を事業者にフィードバックすることを通じ、福祉・介護分野に従事する者の定着を支援する。

### 【イメージ】



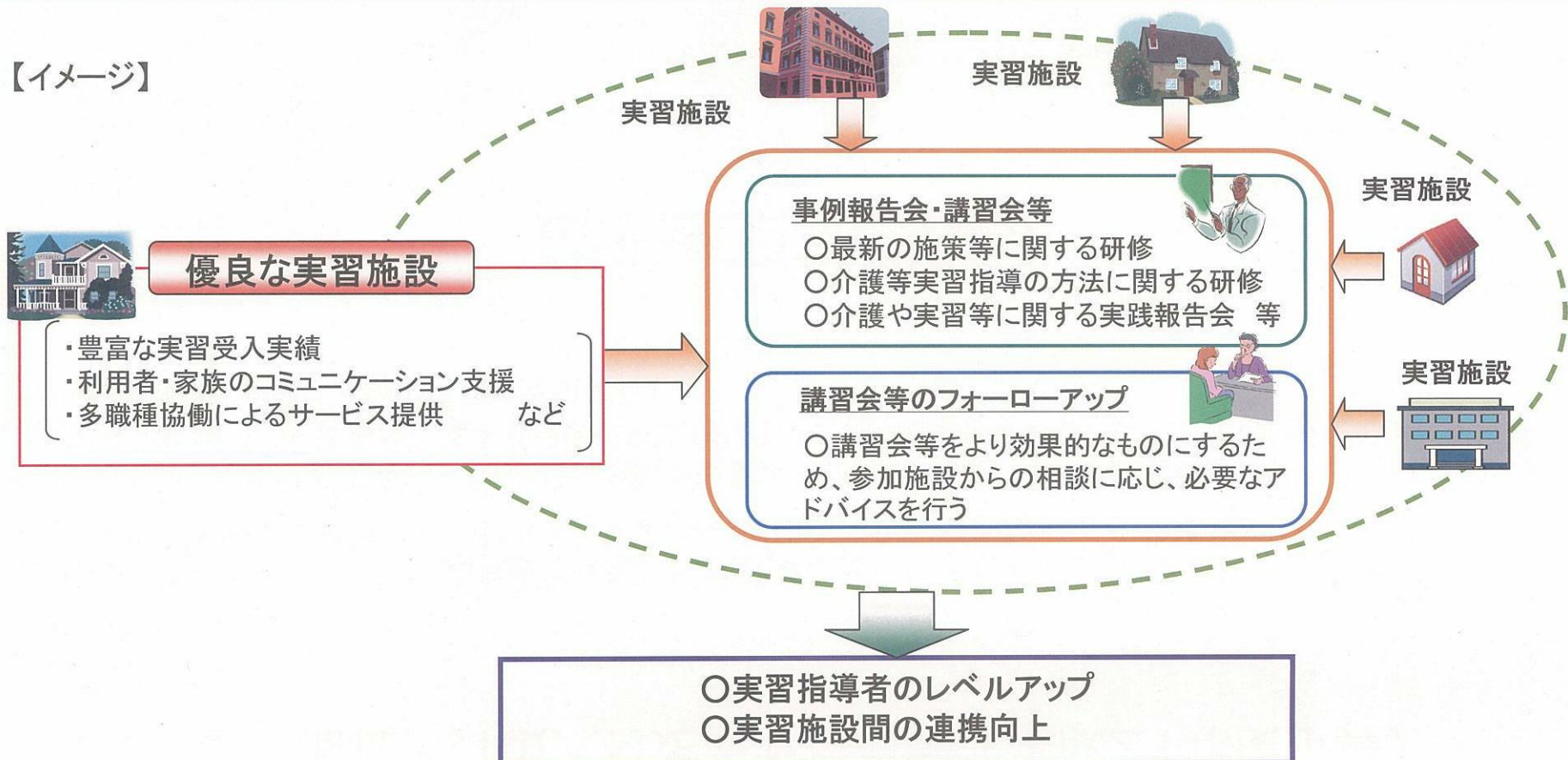


## ⑥ 実習受入施設ステップアップ事業（平成21年度予算）

### 目的

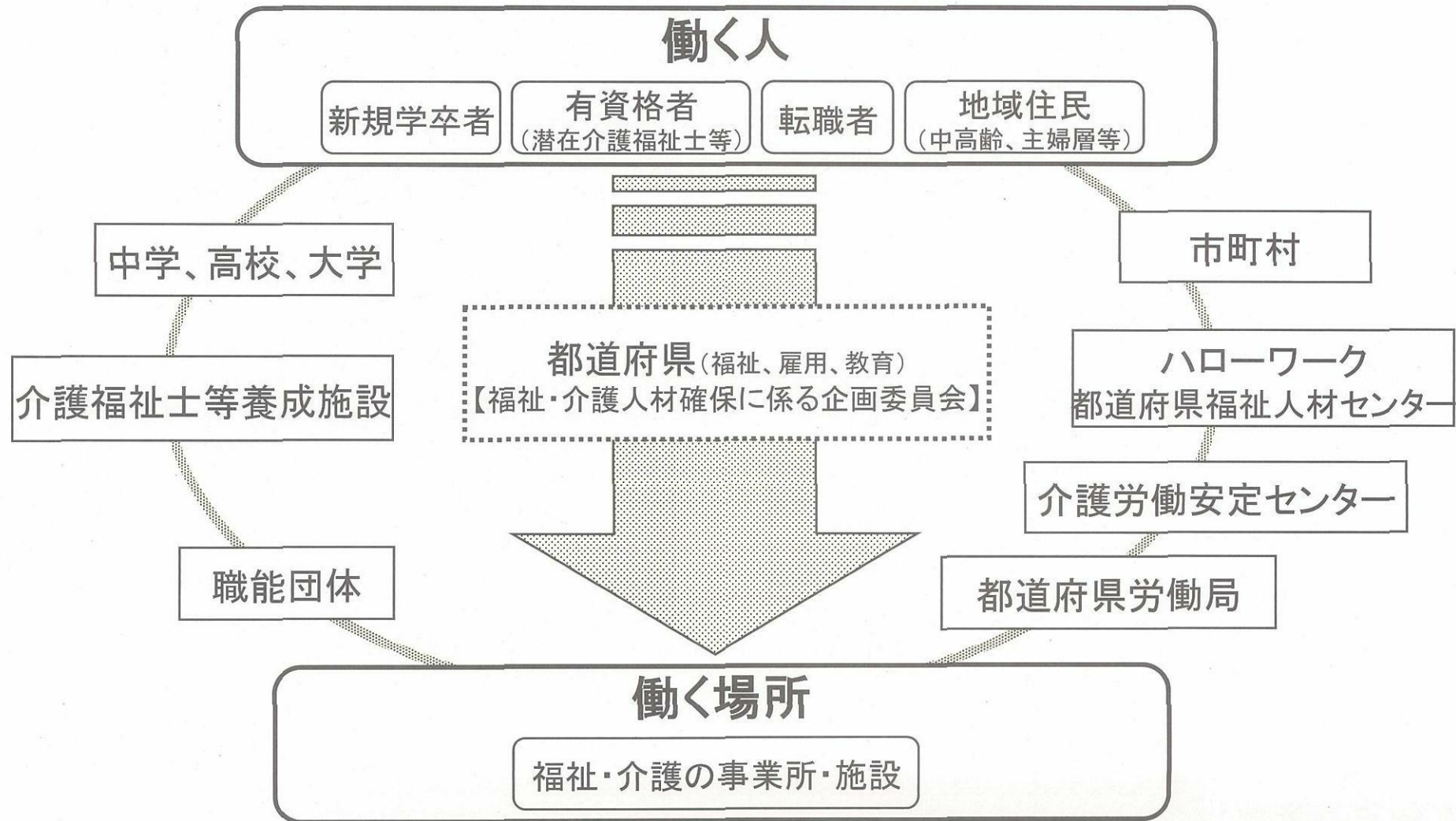
- 介護福祉士や社会福祉士の養成課程における実習は、実践を通じて学習する機会として、人材養成に当たり不可欠。
- 現在、実習施設指導者を養成する講習会はあるものの、その後のフォローアップは、それぞれの施設や実習指導者に委ねられている状況。
- このため、一定の要件を満たす優良な実習施設を中心として、他の実習施設に対し、実践事例報告会や講習会を開催すること等により、実習指導のレベル向上を図るとともに、実習施設間の連携を促進する。

【イメージ】



# 福祉・介護人材確保に係る関係機関の連携

- 福祉・介護人材の確保に当たり、都道府県レベルにおいて、関係機関による連携の仕組みをつくることが重要。
- 特に、福祉サイドだけでなく、労働・教育施策との関係に留意。



※ セーフティネット支援対策等事業費補助金中の福祉・介護人材確保緊急支援事業において、企画委員会に係る設置・運営経費を予算措置(補助率1/2)



## 介護労働者雇用管理改善等の主要関連施策について

(職業安定局分)

(平成21年度内示額 159億円)

### <介護関係助成金の概要>

#### 1 介護人材確保職場定着支援助成金(仮称)(116.8億円)【新規】

##### ●特定人材対策(18.2億円)

雇用管理改善に関連する業務を担う人材として、特定労働者(訪問介護員(1級)等の資格を有し、実務経験が1年以上ある者等)を雇い入れた場合に助成。

☆助成内容:特定労働者1人当たり6箇月で70万円まで助成(ただし、1事業主につき3人まで)。

##### ●未経験者対策(98.6億円)【平成20年度第1次補正により12/1から実施した分及び20年度第2次補正による拡充分を含む。】

介護サービスに従事する者として、介護関係業務の未経験者(新規学卒者を除く。)を雇用保険一般被保険者(短時間労働者を除く。)として雇い入れた場合に助成。

☆助成内容:6箇月以上定着した場合に、未経験者1人当たり25万円まで、さらに6箇月以上定着した場合、合わせて1年間で50万円(年長フリーター等の場合100万円)まで助成(ただし、1事業主につき3人まで)。

#### 2 介護労働者設備等整備モデル奨励金(仮称)(18.8億円)【新規】

介護労働者の作業負担軽減や腰痛対策のため、事業主が介護福祉機器(移動リフト等)の導入・運用計画を提出し、厚労省の認定を受けて導入した場合に助成。

☆助成内容:介護福祉機器導入に係る所要経費の1/2を助成(上限250万円まで)。

#### 3 雇用管理制度等導入奨励金(仮称)(2億円)【新規】

介護関係事業主が、キャリアアップ、処遇改善等のための各種人事制度を導入(既存の制度の見直しを含む。)・運用(必須)し、かつ、採用・募集、健康管理等の雇用管理改善事業を実施した場合に、その費用の一部を助成。

☆助成内容:各種人事制度の導入(10/10)、それ以外は経費の1/2を助成(上限100万円まで)。



#### 4 介護雇用管理改善推進委託費(仮称)(6.8億円)【新規】

介護関係事業主団体や地方公共団体等に対して、人材確保対策や雇用管理改善対策、イメージアップ対策のための事業を委託(企画提案型)。

☆ 委託内容:全国的なモデル事業に対しては上限3千万円、地域の事業主団体等が行う取組に対しては上限500万円を委託(1事業当たり)。

#### ◎介護分野における労働力需給調整機能の整備、強化 「福祉人材確保重点プロジェクト(仮称)」の推進等による福祉人材確保対策の強化(7.4億円)【新規】

ハローワークに「福祉人材コーナー(仮称)」を設置し、関係機関との連携による潜在有資格者等の掘り起こしや、きめ細かな職業相談、職業紹介、求人者への助言、指導等により、福祉・介護サービス分野の人材確保対策を強化する。

#### ◎雇用管理の改善のための相談援助事業(4.9億円)

介護労働安定センターの支部に介護労働サービスインストラクターを配置し、雇用管理の改善等についての相談援助や介護関連情報の収集・提供を行うとともに、雇用管理コンサルタントによる専門的な相談援助や介護労働者の実態調査、雇用管理者講習等を実施。



「新たな雇用対策」関係

# 離職者訓練の実施規模の拡充

(職業能力開発局分)

## 課題

- 非正規労働者の解雇・雇止めがH20. 10～H21. 3の間3万人発生する見込み  
(厚生労働省調査)
- さらに、派遣労働者2009年問題が懸念される



- 非正規労働者の多くは、製造業等において単純作業を行っており、技能が身に付いていない者が多い
- そのため、再就職に際して、安定した雇用に就くためには、職業訓練を受講し技能を身につけることが必要  
特に、今後雇用の受け皿として期待できる分野に係る職業訓練を受講することが求められる

(参考)

- 有効求職者数の増加  
207万人(H19. 10) → 214万人(H20. 10)  
[有効求人倍率1. 07倍→0. 84倍]
- 職業訓練応募倍率の増加  
1. 72倍(H19. 9) → 2. 04倍(H20. 9)  
[(独)雇用・能力開発機構の委託訓練の実績]
- 今後雇用の受け皿として期待できる分野
  - ・介護分野 [有効求人倍率1. 97倍、充足率24. 1%]
  - ・IT関連 [システムエンジニア:有効求人倍率5. 70倍、充足率4. 3%] (平成19年8月)

## 対応策

### 失業者の増加に備え、離職者訓練の定員を大幅に拡充 (民間教育訓練機関等への委託訓練)

**(3. 5万人の増(平成21年度離職者訓練定員全体:約19万人))**

#### 1. 安定雇用に向けた長期訓練の実施(17, 500人)

左記の課題があることから、非正規労働者に、求人ニーズがある分野の技能を身につけさせる必要があるところ

今後雇用の受け皿として期待できる分野での安定雇用に向け、長期間の訓練を実施する

- ・介護分野 **9, 760人**(6か月及び2年訓練)
  - 6か月訓練 ホームヘルパー1級養成コース**6, 000人**
  - 2年訓練 介護福祉士養成コース**3, 760人**
  - (※ 従来の3か月訓練ではホームヘルパー2級の資格取得に留まる)
- ・IT関連 **5, 240人**(6か月訓練)
  - 6か月訓練 Java等プログラミング系資格取得
  - (※ 従来の3か月訓練ではエクセル・ワードの基本的操作の習得に留まる)
- [注] 上記は、都道府県において実施するものであり、このほかに(独)雇用・能力開発機構において**2, 500人**の標準6か月訓練を実施

#### 2. 3か月訓練定員の拡充(17, 500人)

有効求職者の増加等により、職業訓練の需要が増大すると見込まれることから、既存の3か月訓練についても拡充を図る

- ・介護分野 **2, 730人**  
3か月訓練 ホームヘルパー2級養成コース

など

# 生活保護制度について

# 生活保護制度について

はじめに

具体的取組

- (1) 生活保護基準の見直し
- (2) 自立支援の充実・強化
- (3) 漏給防止・濫給防止対策の促進等



# はじめに

現下の厳しい雇用失業情勢の中、本年度の生活保護の動向も大きく変動。

◎ 生活保護の直近の状況（平成20年10月分）

被保護実人員：約159万人、被保護世帯数：約115万世帯、保護率：12.5%  
保護開始人員：約2万7千人、対前年同月伸び率は11.7%（9ヶ月連続でプラス）

職を失い、生活に困窮する方々へ、様々な支援施策が実施。

◎ ハローワークにおける取組

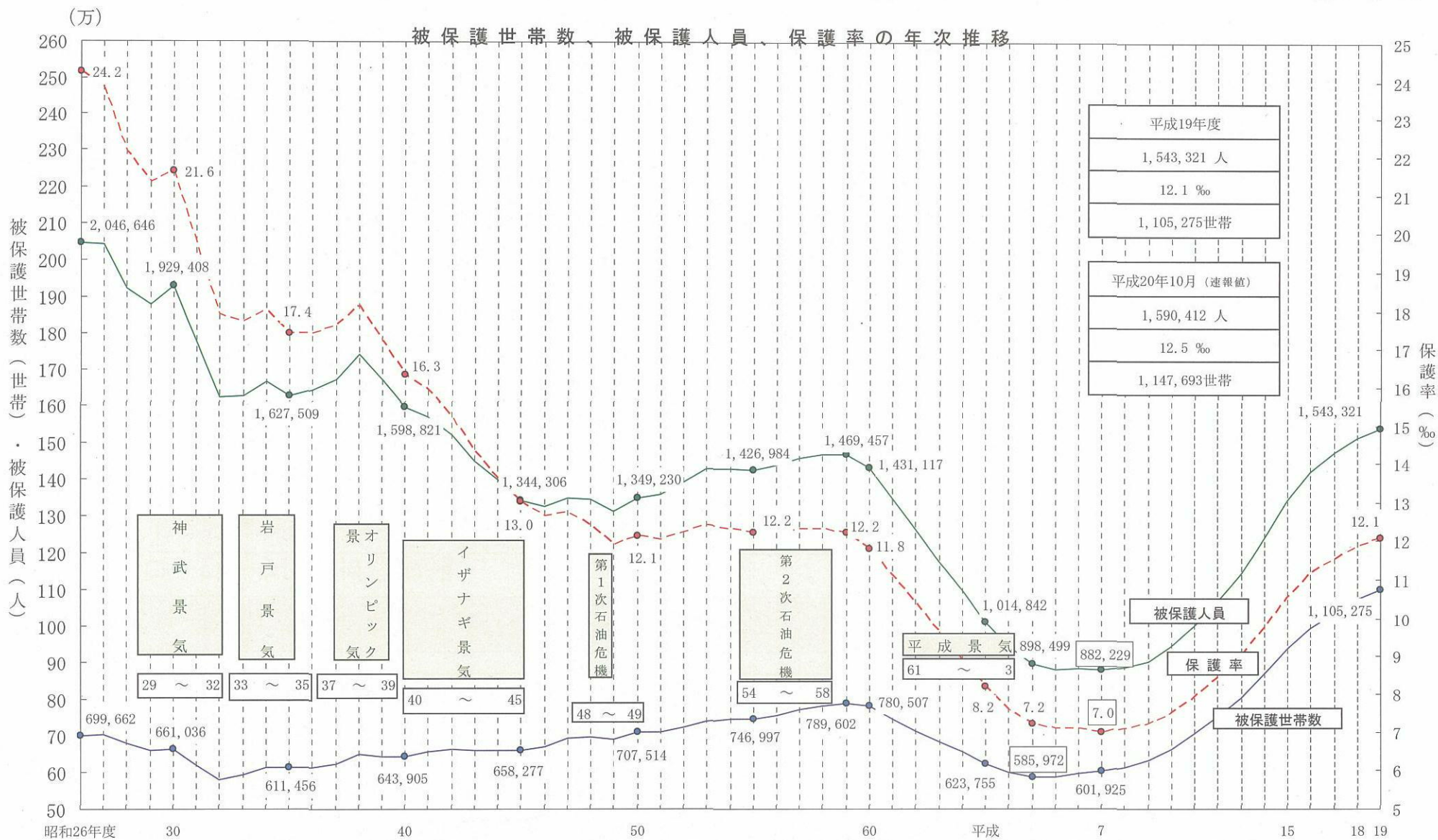
- ・ 社員寮等の退去を余儀なくされた方々への住宅確保のため相談支援
- ・ 雇用促進住宅の入居あっせん
- ・ 解雇等による住居喪失者に対する就職安定資金による融資  
（住宅入居初期費用 [最高50万円]  
家賃補助費 [月額上限6万円、最長6月]  
生活・就職活動費 [月額上限15万円(世帯)、最長6月] 等）

◎ この他、住宅政策部局において特別な対応などを実施。

現下の情勢を勘案すると、今後も生活に困窮する者の増加が見込まれる。

- ➡ ◎ 引き続き、相談者の事情や要望に応じて、これら施策の概要や相談窓口も含めて、懇切丁寧な情報の提供と支援を行っていただきたい。
- ◎ ハローワーク等の関係機関及び各自治体の労働担当部局や住宅政策担当部局等との連携をより一層強化して下さるようお願いする。
- ◎ なお、生活保護以外の支援等の情報を相談者に紹介する際には、相談者の生活保護の申請権を侵害することはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むよう、ご留意願いたい。

(参考1)



資料：福祉行政報告例



# (1) 生活保護基準の見直し①

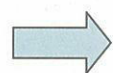
## ア 生活扶助基準の見直し・改定

- ◎ 現下の社会経済情勢にかんがみ、平成21年度は、昨年度に引き続き、生活扶助基準の見直しを行わないこととし、据え置き。

## イ 母子加算の見直し及び就労支援の強化

### (ア) 基本的な考え方と現在までの取組

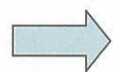
- ◎ 平成17年度から、一律・機械的な母子加算を段階的に廃止する一方で、新たな給付を創設し、世帯の自立に向けた給付に転換。



- ① 平成17年度に、「高等学校等就学費」を創設。
- ② 平成19年度に、「ひとり親世帯就労促進費」を創設。
- ③ 平成17年度以降、「就労支援プログラム」による支援の実施。

### (イ) 「ひとり親世帯就労促進費」の周知徹底とその活用

- ◎ 平成21年度は、母子加算の段階的見直しの最終年度。

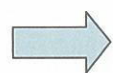


自治体においては、「ひとり親世帯就労促進費」の適用が円滑に実施されるようご配慮をお願いします。

- ① 「ひとり親世帯就労促進費」の周知
- ② その支給要件である「就労支援プログラム」への参加の促進

### (ウ) よりきめ細やかで一貫した就労支援(ステップアップ支援)の実施

- ◎ 母子世帯の就労支援については、現に就労や職業訓練を行っている母子世帯だけではなく、就労阻害要因のない未就労の母子世帯についても、就労意欲を向上させ、効果的な就労支援を継続的に行うことが重要。



自治体においては、平成21年度から開始する「就労意欲喚起等支援事業」(※)を活用し、よりきめ細やかで一貫した就労支援(ステップアップ支援)をお願いします。

- ※ 就労意欲や就労能力が低い、就労経験がないなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者を対象として  
カウンセリングや生活能力向上のための訓練等の支援を行う事業



# 生活保護を受ける母子世帯等の自立に向けたステップアップ支援（案）

（参考2）

現状において就労阻害要因のない母子世帯等

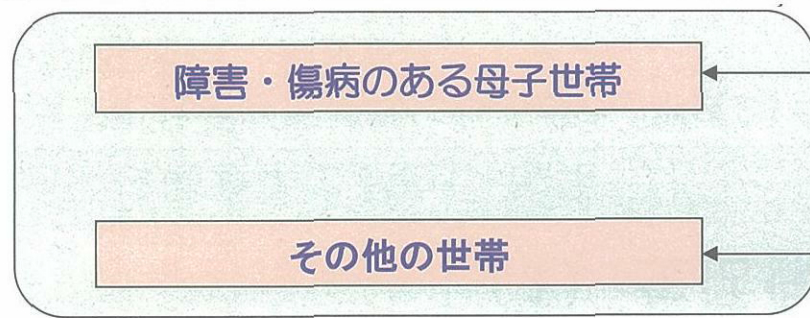
福祉事務所における自立に向けた支援策

就労自立のステップアップ指導



- ・個別のニーズに応じた自立支援プログラムの活用、公共職業訓練、専修学校との連携による更なる稼働能力の向上
- ・ひとり親世帯就労促進費(月額10,000円)の支給
- ・子供の教育費(小・中学校の教育扶助、高等学校等就学費)の支給
- ・個別のニーズに応じた自立支援プログラムの活用、公共職業訓練、専修学校との連携による稼働能力の向上
- ・ひとり親世帯就労促進費(月額5,000円)の支給
- ・子供の教育費(小・中学校の教育扶助、高等学校等就学費)の支給
- ・個別のニーズに応じた自立支援プログラム活用による相談及び指導
- ・子供の教育費(小・中学校の教育扶助、高等学校等就学費)の支給
- ・就労意欲喚起等支援事業の実施(21年度予算(案))

現状において就労阻害要因のある母子世帯等



- ・障害者加算や医療扶助の給付。
- ・子供の教育費(小・中学校の教育扶助、高等学校等就学費)の支給
- ・就労阻害要因の把握とそれに対するケースワークでの支援(例:保育所や介護サービスの利用等)
- ・子供の教育費(小・中学校の教育扶助、高等学校等就学費)の支給



## (1) 生活保護基準の見直し②

### ウ 産科医療補償制度への対応

◎ 平成21年1月1日より産科医療補償制度が開始。

➡ 産科医療補償制度の対象となる出産の場合には、3万円の範囲内において出産扶助の特別基準の設定があったものとして、追加的に必要となる費用の額を認定できることとした。

### エ その他

◎ 出産扶助(施設分娩)、生業扶助の技能修得費(高等学校等就学費を除く)については、それぞれの扶助の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施する予定。

## (2) 自立支援の充実・強化

### ア 自立支援プログラムの一層の推進

#### ◎ 自立支援プログラムの推進のための支援

- ① セーフティネット支援対策等事業費補助金による自治体の実施体制整備の支援の拡充
- ② 生活保護受給者等就労支援事業の推進及び労働行政等関係機関との連携の強化
- ③ 自治体における取組状況に関する情報の提供

- ➡
- ① 更に幅広い自立支援プログラム(就労支援及び母子世帯への支援の充実・強化等)の策定・実施に取り組まれない。
  - ② 平成20年度中に、債務整理等に関するプログラムの策定をお願いします。

#### ◎ 生活保護受給者等就労支援事業の支援対象者の就職率を平成21年度までに60%以上に引上げ(目標)。平成21年度予算案において、ハローワークの就労支援ナビゲーターを増員し体制強化。

- ➡ 本事業の一層の活用をお願いしたい。

#### ◎ 母子加算の見直しに関する経過措置の終了に伴い、母子世帯へ就労支援が更に求められているところ。

- ➡
- ① 母子世帯向けの就労支援プログラムの策定に取り組まれない。
  - ② 「就労意欲喚起等支援事業」(新規)や既存支援メニューを活用した更なる就労支援の取組をお願いします。

### イ 自立支援業務に関する研修の実施

#### ◎ 平成21年度においては、全国の就労支援専門員を一堂に会した研修会を予定。

- ◎ ① 平成20年3月に「自立支援の手引き」、「心の扉をひらく」(DVD教材)を作成し配布。
- ② 現在、研修手法の手引きを作成中。

- ➡ これらを活用し、研修の積極的な企画・実施をお願いします。



# 自立支援プログラムによる自立支援

(参考3-1)

## (1) 自立支援プログラムの導入の経緯

### 現状(平成16年度以前)

#### ○被保護者が抱える問題は多様

- ・ 精神疾患、高齢者等の様々な傷病(社会的入院を含む。)
- ・ DV、虐待
- ・ 若年無業者(ニート)、多重債務者、元ホームレス等
- ・ 高齢者世帯(特に単身世帯)の増加
  - －平成7年度の世帯数を100とした割合(平成16年度)  
高齢者世帯 183.1 高齢者単身世帯 182.0
- ・ 社会的きずなが希薄
  - －相談に乗ってくれる人がいない 38.3%(平成15年)

#### ○地方自治体の実施体制の問題

- ・ 担当職員の配置数及びその経験の不足
  - －生活保護担当職員の配置状況(平成16年度)  
全国 11,944人(標準数に対して1,198人不足)  
(参考)生活保護担当職員の不足数の年次推移

H12	H13	H14	H15	H16
354人	576人	858人	1,089人	1,198人

- －指導監督担当職員のうち、担当職員経験がない者  
全国平均 23.8%(平成16年度)

### 問題点

- ①経済的な給付のみでは被保護者の抱える様々な問題への対応に限界
- ②保護の長期化を防ぐための取組が不十分
- ③担当職員個人の経験等に依存する実施体制にも限界

### 見直しの方向性

①多様な対応

②早期の対応

③システムの対応

が可能となるよう、  
経済的給付に加え、  
自立支援策を充実

自立支援プログラムの導入(平成17年度)

## (2) 自立支援プログラムの趣旨と類型

(参考3-2)

### 趣旨

- 被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、自立支援の具体的内容と手順を定めた個別プログラムを自治体が策定
- 個々の被保護者に必要なプログラムを選定し、関係部署、保健所、医療機関、福祉施設、NPO等と連携し自立支援を組織的に実施

### 3つの類型

#### 日常生活自立に関するプログラム

- 身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を目指すもの

#### 社会生活自立に関するプログラム

- 社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ることを目指すもの

#### 経済的自立に関するプログラム

- 就労による経済的自立を目指すもの

### プログラムの策定

#### ○これまでのプログラムの運用方針

平成18年度：全自治体で自立支援プログラムを少なくとも1つ策定

平成19年度：全自治体で就労支援に関するプログラムを策定

平成19年度末現在

○自立支援プログラム策定自治体数 867 (保護の実施自治体の99.9%)

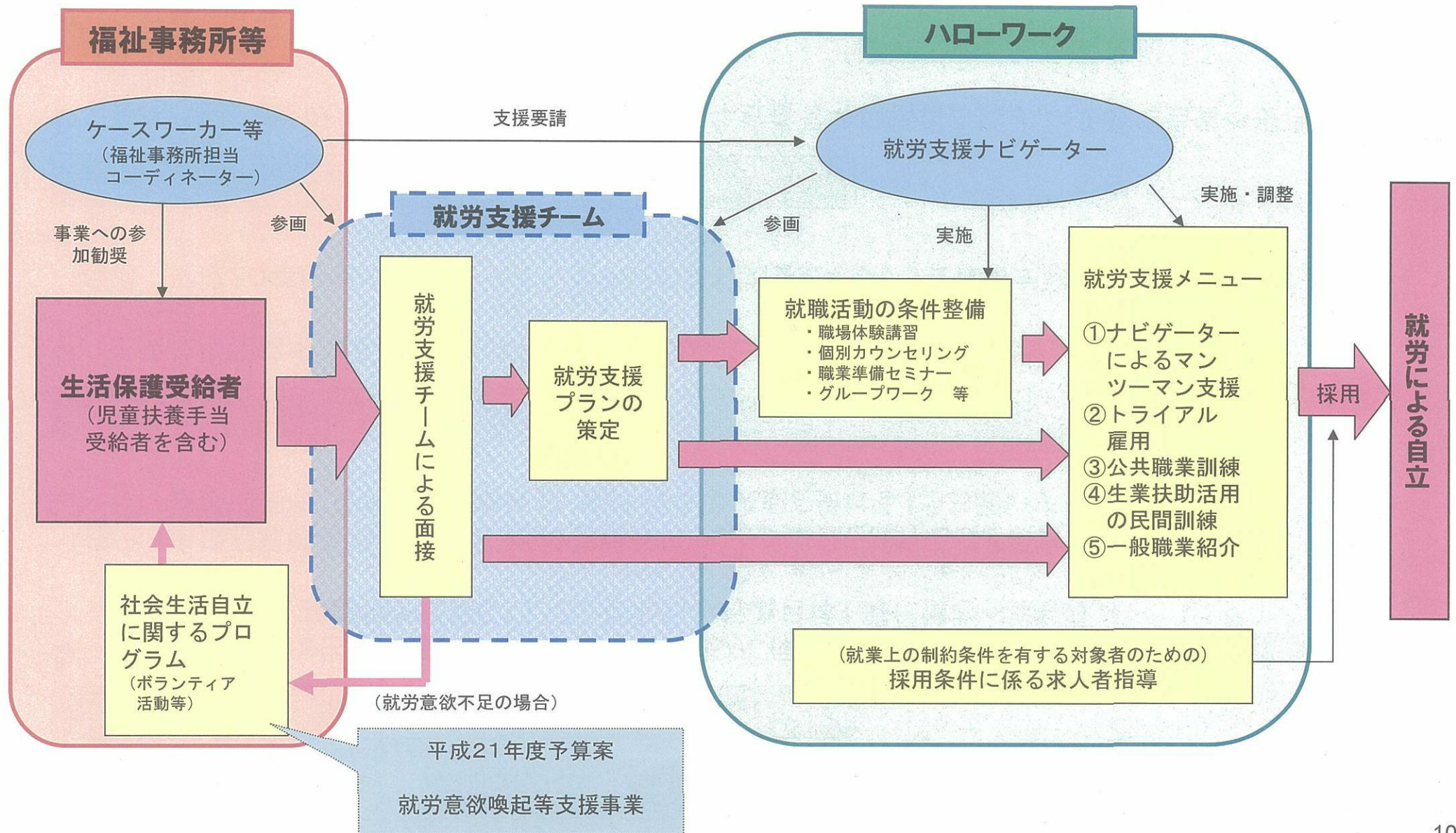
○自立支援プログラム策定自治体のうち、就労支援を中心とした経済的自立に関するプログラム策定自治体数 834 (保護の実施自治体の96.1%)

平成20年度：全自治体で債務整理等に関するプログラムを策定



# 生活保護受給者等就労支援事業の概要

(参考3-3)





### (3) 漏給防止・濫給防止対策の促進等 ①

#### ア 保護の相談・申請時における適切な窓口対応

- ◎ 保護の申請権は生活保護法が保障する権利であり、保護の相談にあたっては、申請権を侵害しないことは言うまでもなく、申請権を侵害していると疑われる行為自体も厳に慎むべきもの。

➡ 申請意思の有無については、面接記録表にチェック項目を設けるなどの方法で確実に記録し、相談内容・対応結果とあわせて、幹部職員の決裁を受けるようお願いする。

#### イ 要保護世帯向け長期生活支援資金(リバースモーゲージ)の活用

- ◎ 生活保護受給中の者に対する本貸付制度への移行手続きが遅れている状況。

➡ 平成20年度中に、リバースモーゲージの貸付対象となりうる全世帯が移行できるよう努められたい。

#### ウ 年金担保貸付利用者の取扱い

- ◎ 濫給・漏給防止のため、年金担保貸付利用者の年金番号等の情報が誤りなく正確に当省へ提供されるよう、周知願いたい。
- ◎ 福祉医療機構へ情報提供している被保護世帯の対象範囲の拡大や、貸付審査時等に新たな対応を設けることを検討しており、具体的な内容が決まり次第お伝えする。



### (3) 漏給防止・濫給防止対策の促進等 ②

#### エ 生活保護業務の実施方針の策定

- ◎ 総務省の行政評価・監視(平成20年8月)において、当省に対し、生活保護業務に関し、「福祉事務所の現状及び課題の把握を踏まえた的確な実施方針の策定を一層徹底するよう、必要な助言を行う必要がある」との勧告。

➡ 実施方針の策定の趣旨を再度理解の上、管内実施機関に対しては、その周知を図るとともに、的確な実施方針を策定されるよう助言されたい。

#### オ 課税調査の徹底及び早期実施

- ◎ 会計検査院より、課税調査の遅れ、その後の不適切な事務処理などにより、未申告の就労収入が適正に収入認定されなかった事例について、改善の必要がある旨指摘。

➡ 各自治体においては、次の事項に留意し改善に努められたい。(平成20年10月6日通知済み)

- ① 事業計画において、課税調査を6月以降速やかに実施することを明記し、早期の調査を実施。調査の結果、収入が判明した場合には、遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速に処理。
- ② 課税調査を的確に行う点検体制を整備。

### (3) 漏給防止・濫給防止対策の促進等 ③

#### カ 現業員等による生活保護費の詐取等の防止

- ◎ 会計検査院の平成19年度決算検査報告において、43福祉事務所で職員による詐取等が発覚している状況が指摘され、是正改善の処置を求められた。
  - ➡ 各自治体においては、不正防止対策を講じるとともに、発生した場合には厳正な態度で臨む必要。  
(対応策) 内部規程の整備、点検項目の明確化、窓口払いの縮減、事務処理体制の整備等
- ◎ システム上の不備により、決裁前に保護費が支給される事例が見受けられたことから、必要に応じ補助金等を活用し、システム改修を図られたい。

#### キ 代理納付等の適切な活用

- ◎ 平成19年度に、会計検査院より、介護保険料等の未納事例について、代理納付の活用等により防止するよう是正改善を行うべきとの指摘。平成20年度においても取組が不十分との指摘あり。
  - ➡ 各自治体においては、未納状況の改善に向けて取り組まれたい。
- ◎ 民間住宅の家賃滞納者への代理納付制度の活用についても、公営住宅と同様に検討し、住宅扶助の適正運用に努められたい。



### (3) 漏給防止・濫給防止対策の促進等 ④

#### ク 通院移送費等の適正化

- ◎ 長期入院患者の退院促進や頻回受診者に対する適正受診指導など、医療扶助の適正化対策について、地域の実情に応じた積極的な取組をお願いします。
- ◎ 特に、通院移送費について、各福祉事務所においては、
  - ① 通知等で示した手順により、個々の事案ごとに十分な検討を行い、「濫給の防止」に努めるとともに、
  - ② 画一的な取扱いにより一律に給付を認めず、必要な医療を受けられなくなるようなことのないよう「漏給の防止」にも努められたい。
- ◎ 平成20年4月以降に通院移送費の給付内容を見直した事案や新規申請で支給を認めなかった事案についても、通院状況等を定期的に確認するなど適切なフォローアップを行い、必要に応じて給付の必要性を再度検討するなど、被保護者の必要な医療を受けるための通院が阻害されないよう指導をお願いします。

#### ケ 他法他施策の適正な活用

- ◎ 医療扶助受給者の病状を的確に把握し、障害者自立支援法に基づく自立支援医療など他法他施策の活用が可能な者に対しては、他法他施策の適正な活用を図るよう指導を徹底されたい。
- ◎ 特に、自立支援医療対象の人工透析医療については、平成19年度より自立支援医療優先にもかかわらず、医療扶助適用の福祉事務所が存在。  
➡ 医療扶助により人工透析医療を受けている者の把握、自立支援医療の申請指導等の取組を徹底されたい。

#### コ 未承認薬に関する取扱い

- ◎ 未承認薬に関する特別基準の設定手続等について、改めて管内の実施機関に対して周知徹底をお願いします。
- ◎ これまで国内未承認であったサリドマイド製剤については、多発性骨髄腫の治療薬として承認され、平成20年12月に薬価基準収載されたので留意されたい。



### (3) 漏給防止・濫給防止対策の促進等 ⑤

#### サ 福祉事務所の体制整備

(ア)生活保護実施に係る自治体間の情報共有・相互評価の推進

◎ 同様の課題を有する他の自治体と、情報・ノウハウの共有や課題の分析・検討を行い、相互に政策評価を行うことが有効。

➡ 複数の自治体間での生活保護の実施に係る情報・ノウハウの共有(相互視察、協議会の設置等)や、社会福祉士等の第三者をアドバイザーとして課題の分析や対応の検討等を行う場合に必要な費用について、セーフティネット支援対策等事業費補助金により支援。

(イ)生活保護事務のIT化の推進について

① 生活保護業務データシステムについて

◎ 自治体のデータを一括して定期的に収集し、国・自治体で共用できるデータベース(「生活保護業務データシステム」)を導入する予定(平成22年度から運用開始予定)。

② 医療レセプトの電子化について

◎ 医療機関・薬局と審査支払機関の間及び審査支払機関と保険者の間のレセプトの提出及び受領については、遅くとも平成23年度当初からオンライン化。

➡ 自治体においても、平成22年度末までに電子レセプトのオンライン受領への対応の準備が必要。厚生労働省としては、平成21年度に医療扶助レセプトの画像化等を行うソフトウェアを開発し、自治体に配布予定。

(ウ)新任査察指導員基礎研修会の実施

◎ 現業員経験無しの査察指導員が2割以上。現業員が3人以下の福祉事務所では4割。

➡ このような状況を踏まえ、新任の査察指導員に対する基礎的な研修を実施する予定。



### (3) 漏給防止・濫給防止対策の促進等 ⑥

#### シ 法施行事務監査

(ア)平成21年度の法施行事務監査の実施について

① 都道府県・指定都市が実施する法施行事務監査

◎ 都道府県・指定都市本庁が実施する指導監査において、例年同じような事項が指摘される福祉事務所、例年多数の事項が指摘される福祉事務所、指摘率の改善が進まない福祉事務所が存在。

◎ この要因として、「生活保護法施行事務監査実施要綱」において十分に検討することとしている「保護の決定手続及び方法並びに被保護者の自立助長等個別的援助の取扱いが適正かつ効率的に行われるための前提条件」となる事項についての検討が無い又は不十分であるため、ケース検討結果のみをもって、福祉事務所に対する指導が行われていることが考えられる。



◎ ケース検討結果と併せて、査察指導の状況等についてのヒアリング及び台帳等による実施状況の確認結果等により、福祉事務所が抱える問題点を把握・分析することが重要。

◎ 福祉事務所に対しては、その把握・分析した結果を踏まえ、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、生活保護行政がより適正かつ効率的に運営できるよう指導・援助されたい。

◎ 各自治体における指導監査の実施方法等を点検し、必要な見直しを行い、充実を図られたい。

### (3) 漏給防止・濫給防止対策の促進等 ⑦

#### シ 法施行事務監査（つづき）

(ア)平成21年度の法施行事務監査の実施について(つづき)

② 厚生労働省が実施する法施行事務監査

◎ 平成21年度については、次の3類型に分類し実施する予定。(監査の詳細は後日連絡予定)

【重点】日程を前後期に分け、本庁及び複数の福祉事務所に対する実地監査を実施。

【一般A】毎年度、本庁及び一福祉事務所に対して実地監査を実施。

【一般B】毎年度、本庁監査を実施。なお、福祉事務所に対する実地監査は隔年で実施。

◎ 重大な事件・事故等の発生を踏まえ、重大な問題を有すると判断した福祉事務所等については、必要に応じ特別監査を実施。

(イ)都道府県・指定都市の生活保護指導職員リーダー研修の実施について

各自治体において中核的役割を果たす指導職員を対象に、リーダー研修を実施予定。



## 地域福祉の推進等について

## 地域福祉の推進等について

(地域福祉を推進するために必要な条件とは?)

### ○ 地域福祉を推進するための安定的な財源(ファンド)を確保すること

<課題>

- 補助金や委託費の動向に左右されない、安定的な財源(ファンド)を確保するためにはどのようにすればよいか。  
ex. 企業等からの寄付金、利用者からの利用料、住民等からの賛助会費 等
- 使途について、透明性を確保するためにはどのようにすればよいか。 など

### ○ 地域福祉を担う人材を確保すること

<課題>

- 地域福祉の担い手(人材)の養成・確保をどのようにすればよいか。 など

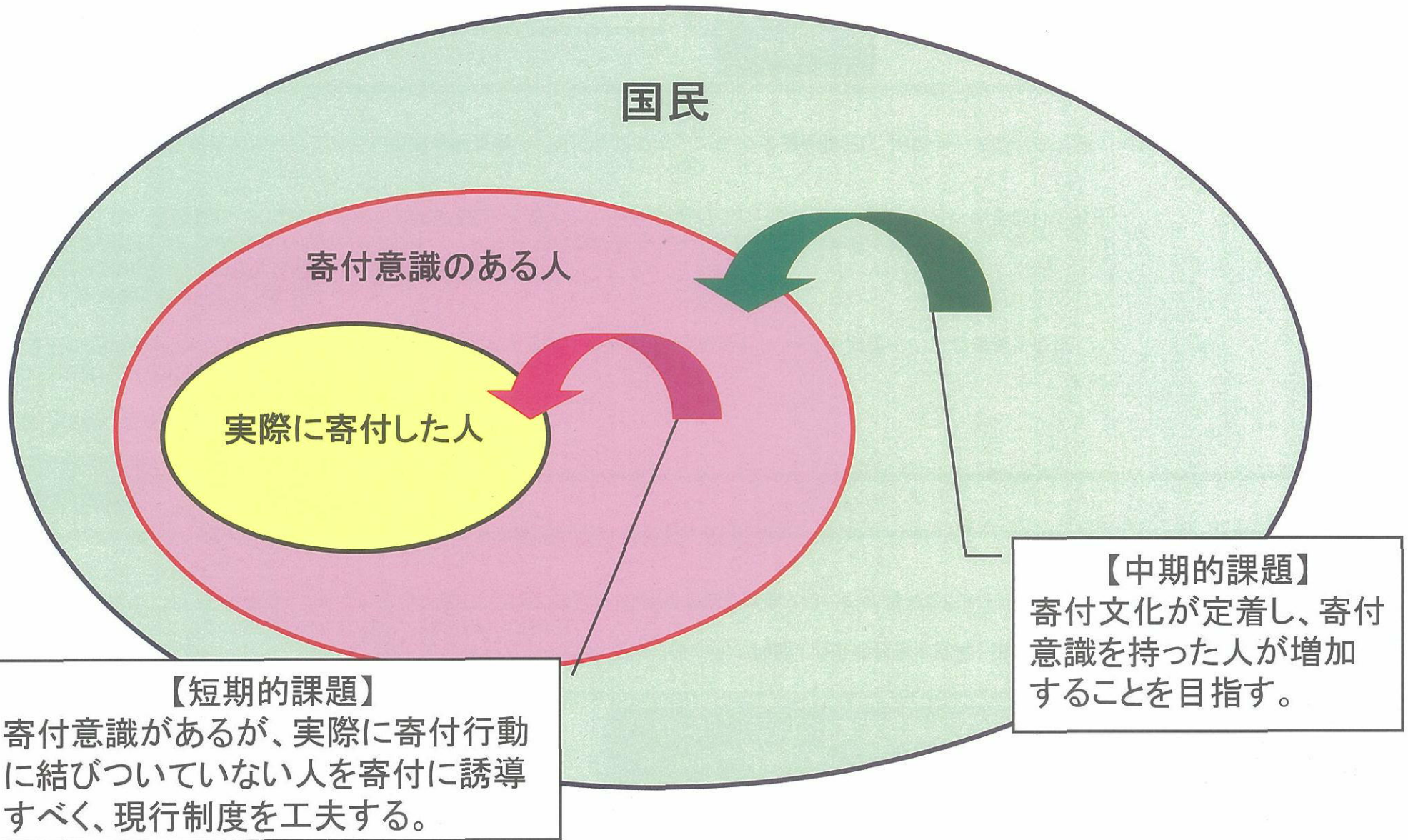
### ○ 地域福祉に関する市町村の取り組みを推進すること

<課題>

- 住民と行政の協働を推進するためにはどのようにすればよいか。
- 個々の対応のみではなく、面(ゾーン)として対応するにはどのようにすればよいか。
- 住民ニーズに柔軟に対応するには、どのようにしたらよいか。 など



# 地域福祉を支える財源としての寄付を促すための課題





# 安心生活創造事業（平成21年度新規事業）

（項）地域福祉推進費

（目）セーフティネット支援対策等事業費補助金 210億円の内数

## 要旨

少子高齢化が急速に進行する中、各地域では、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題、消費者被害の問題、災害時の要援護者支援の問題などの生活課題が顕在化してきており、地域福祉の再構築が課題となっている。

住み慣れた地域において継続して安心した生活が営むことができるような体制整備を推進するための事業を市町村において実施し、その効果検証等を行うモデル事業を創設する。

## 内容

国と市町村（定点市町村）が協働し、以下の取組みを実施

（ア）一人暮らし訪問調査等による対象者の把握

全戸訪問調査やマップ作り等地域の実情にあった様々な手法により、一人生活をサポートする取組みの対象者等を把握

（イ）一人生活等をサポートする取組み

- ・ 地域の高齢者等を定期的に訪問し見守り活動を実施
- ・ 生活課題を抱えた者の発見や見守り活動を行うために必要な訪問員や、全体の調整を行う主任を配置
- ・ 訪問時には、身体変化・生活変化の察知、安否確認、生活上のアドバイスをを行うとともに、ちょっとしたことへの手助けを実施

（ウ）その他

困難なケース等を総合的に受け止めるための体制整備や、関係者間のネットワーク会議を開催し、困難ケースの対応方策の検討や情報共有等を実施

## 実施主体

市町村

## 補助額

定額補助

※その他

市町村と国が協働して地域福祉を推進していくため、今後、地域バランスや人口規模等を考慮した定点市町村を設置する予定



# 生活福祉資金貸付制度について

## 〈生活福祉資金貸付事業を取り巻く状況〉

- 昨年の世界的な金融危機に端を発した雇用不安



今後、失業者、低所得者が急増する見込

- 平成19年4月に取りまとめられた「多重債務問題改善プログラム」
  - ・ セーフティネット貸付の一つとして生活福祉資金が位置づけられている

等

## 〈生活福祉資金貸付事業の現状〉

- 貸付件数、金額は、近年、減少又は横ばい傾向

(参考)平成19年度貸付決定状況

件数:11,191件 金額:11,844,156千円

- 都道府県ごとの取組にばらつきが見られる

等

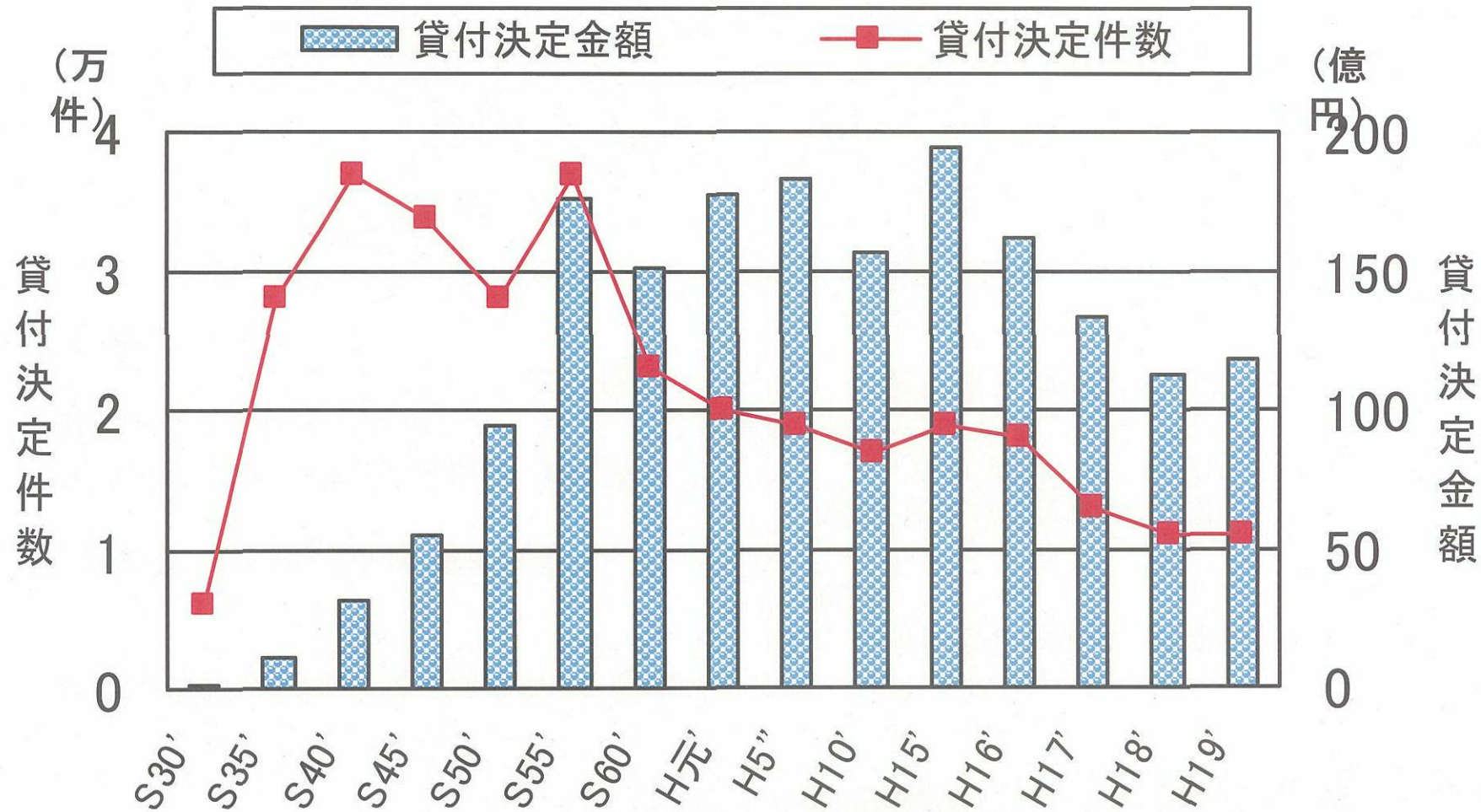
生活福祉資金のさらなる活用促進が必要

そのためには…

- 本制度の趣旨及び昨今の資金需要を十分に理解し、その機能、役割が十分果たされるよう、積極的な広報を通じた周知徹底等積極的な活用促進をお願いしたい。
- 適切な貸付決定、償還の確保を図るため、窓口となる市区町村社会福祉協議会の相談体制の強化が必要。そのため、市区町村社会福祉協議会に相談員を配置する取組を支援するので、積極的に活用いただきたい。

## 貸付決定状況の推移

○ 制度創設当初、新たな資金種類の創設を重ね貸付決定件数が伸びていたが、昭和55年以降は漸減傾向で推移している。

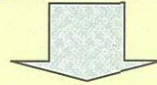




## 平成21年度のホームレス対策について

### 現下の経済状況に応じた事業の実施

昨今の世界的な金融危機の影響を受け、日本経済の先行きについては、当面、悪化が続くと見られており、今後新規流入のホームレスが増加し、また、以前から存在するホームレスを取り巻く状況も悪化させるおそれがある。



各自治体におけるホームレス数の状況等について、常に直近の状況を把握することに努めるとともに、ホームレス対策実施自治体はもとより、ホームレス対策未実施自治体においても、積極的にホームレス対策事業を実施されるよう御検討をお願いしたい。

### 地域の状況に応じた柔軟な対応

ホームレス自立支援事業(自立支援センター事業)については、既存の公共施設や民間賃貸住宅等を活用した施設の設置を可能としたところであるので、地域の実情を踏まえ、積極的な事業の実施を図られるよう、お願いしたい。

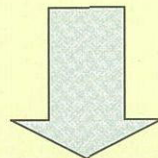
### ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)については、施策の効果を継続的に把握するために、毎年実施することとしており、引き続き、御協力をお願いしたい。

なお、平成15年調査と平成20年調査のホームレス数を比較すると、ホームレス対策を実施している自治体と実施していない自治体では、その減少率に大きな差がある(実施自治体:40%減、未実施自治体:15%減)。

対策実施自治体

H15.1調査 21,440人 → H20.1調査 12,757人



対策未実施自治体

H15.1調査 3,856人 → H20.1調査 3,261人

ホームレス対策事業の実施を積極的に御検討いただくよう、お願いしたい。





# 刑務所出所者等の地域生活定着支援について

# 福祉の支援が必要な刑務所出所者の現状

厚生労働省  
社会・援護局



- 親族等の受入先がない満期釈放者は約7,200人。うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者は約1,000人。(平成18年法務省特別調査)
- 65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は70%前後と、64歳以下の年齢層(60%前後)に比べて高い(法務省特別調査)。しかも、65歳以上の再犯者のうち約4分の3が2年以内に再犯に及んでいる(平成19年版犯罪白書)。
- 調査対象受刑者27,024人のうち知的障害者又は知的障害が疑われる者が410名、療育手帳所持者は26名。知的障害者又は知的障害が疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36.8%(平成18年法務省特別調査)

刑務所出所後、円滑に福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)へとつなぐための仕組みがないことから、**早期に再犯に至るリスクが高く、対策が必要**



刑務所入所中に、出所後円滑に福祉へつなぎ、社会生活に移行させるための支援ができていない。

地域で生活できない  
↓  
犯罪を犯し、再度、入所



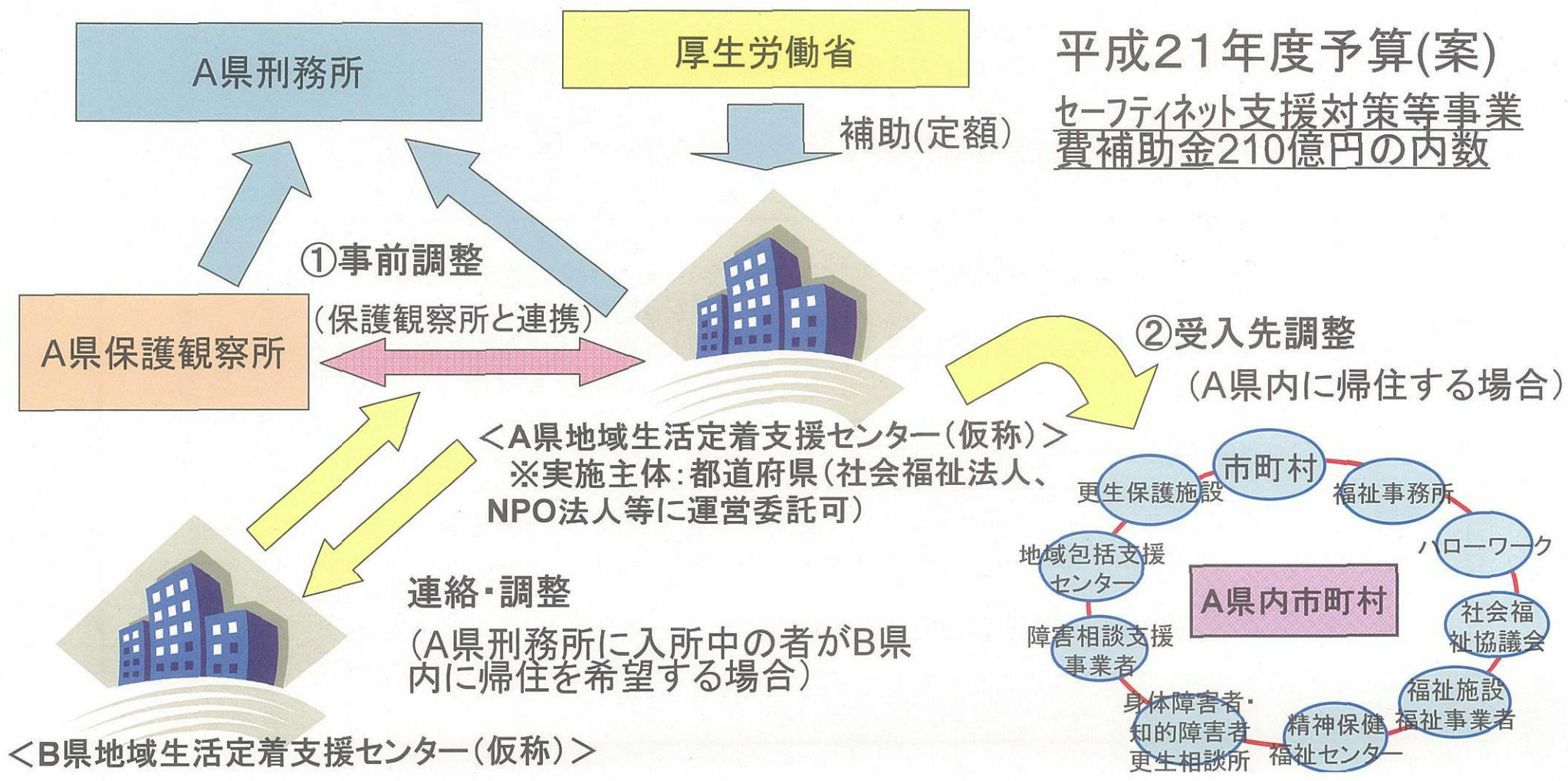
福祉サービス、住居の設定、就労の確保ができないまま出所





# 地域生活定着支援センター(仮称)について

出所後直ちに福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、地域生活定着支援センター(仮称)を、都道府県の圏域ごとに1か所、設置する。  
 地域生活定着支援センター(仮称)は、保護観察所と連携して、①出所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の地域生活定着支援センター(仮称)との連絡等の事前調整を行う、刑事施設所在地において果たす役割と、②出所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う、帰住予定地において果たす役割の2つの役割を併せ持つ。





## 【事業概要】

### ① 刑務所所在地において果たす役割

- ・ 刑務所からの連絡を受けて、保護観察所と共に刑務所内で受刑者と面接し、出所後に必要となる福祉サービスの聞き取りを行う。
- ・ 帰住予定地が他県である場合は、他県の地域生活定着支援センター(仮称)に連絡し、対応を依頼。
- ・ 帰住予定先が県内である場合は、障害者手帳の発給など必要となる福祉サービスの申請の事前準備を支援するとともに、グループホームや社会福祉施設など出所後の受入先を探す。
- ・ 保護観察所、地域生活定着支援センター(仮称)、受入先となる関係機関による会議を開催し、出所予定者の出所後の生活について検討する。

### ② 帰住予定地において果たす役割

- ・ 他県の地域生活定着支援センター(仮称)から県内に帰住予定の出所予定者がいる旨連絡が入った場合は、福祉サービスの申請の事前準備を支援する。
- ・ 保護観察所、地域生活定着支援センター(仮称)、受入先となる関係機関による会議を開催し、出所予定者の出所後の生活について検討する。

## 「地域生活定着支援センター(仮称)」の平成21年度予算案の概要(新規)

- 予算案: セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数
- 実施主体: 都道府県(社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可)
- か所数: 都道府県に各1か所、全47か所
- 補助率: 定額(10/10相当)
- 1か所当たり事業費: 1300万円(初年度実施、9か月分の所要額)

(内訳)

#### ① 体制費

- ・ 人件費(4名) ……社会福祉士などを配置

#### ② 活動事務費

- ・ 活動旅費、機器等借料、通信運搬費、消耗品費、関係機関打合わせ会議経費



刑務所出所者地域生活定着支援  
 ～高齢者又は障害を抱える出所者に対する社会的受け皿の整備～

法 務 省

刑 務 所

親族等の受入先がない満期釈放者 約7,200人

うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者 約1,000人

- 社会福祉士等を活用し、入所後早期に福祉的支援に係るニーズの把握
- 社会福祉士等による福祉サービス申請のための手続等の助言

保護観察所

確実な福祉への移行のための生活環境の調整

○ 保護観察官による調整

- ・刑事施設と連携した出所後の自立方針の作成
- ・自立方針を踏まえた具体的な福祉への移行に向けた地域生活定着支援センター(仮称)との調整
- ・更生保護施設での一時的受入に向けた調整

更生保護施設(民間施設)

直ちに福祉による支援を受けることが困難な者について、更生保護施設での受入れを促進し、福祉への移行準備を行うとともに社会生活に適応するための指導・訓練を実施

- 社会復帰に係る専門的な生活指導の実施
- 施設退所後における福祉サービス受給について、関係機関との調整

厚生労働省

地域生活定着支援センター(仮称)

福祉サービス実施主体(市町村等)の決定に向けた調整

福祉サービス受給のためのコーディネート、福祉等実施機関への働き掛け

福祉による支援を受けるための調整等

福祉による支援を受けるための調整等

福祉等実施機関

都道府県  
市町村  
(福祉部局・住宅部局)

福祉事務所

地域包括支援センター

障害相談支援事業者

社会福祉施策  
(特別養護老人ホーム、グループホーム、日中活動施設等)

医療機関

社会保険事務所





# ひきこもり対策について

## ひきこもり地域支援センター(仮称)(新規事業)〔社会・援護局総務課〕

### 【現状・課題】

「社会的ひきこもり」に関する相談・援助状況実態調査 等より

- ・ひきこもりに特化した相談窓口がないため、ひきこもり本人又は家族が相談に十分に結びついていないのではないか。
- ・ひきこもりの支援は長期間に及ぶことから、各段階に応じた対応が必要となるが、各関係機関のネットワークが十分でないのではないか。
- ・ひきこもり各関係機関における専門職員の知識や支援技術が十分でないのではないか。
- ・ひきこもり本人又は家族に必要な情報が届いていないのではないか。

といった問題が提起されている。

※ ひきこもりの状態にある者の推計 約32万世帯(「こころの健康科学研究事業」の地域疫学調査による推計)

### 【事業概要】

児童期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援



都道府県・指定都市に自立支援対策を推進するための核となる「ひきこもり地域支援センター」(仮称)を設置し、①第一次相談機能としての役割を担う。②各関係機関のネットワークの連携強化を図る。③地域のひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する。

ひきこもり地域支援センターには、「ひきこもり支援コーディネーター(社会福祉士、精神保健福祉士等)」を配置し、以下の事業を実施。

#### ①第1次相談窓口としての機能

ひきこもり本人、家族等からの電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、対象者の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。

#### ②他の関係機関との連携

対象者の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携を図る。

#### ③情報発信

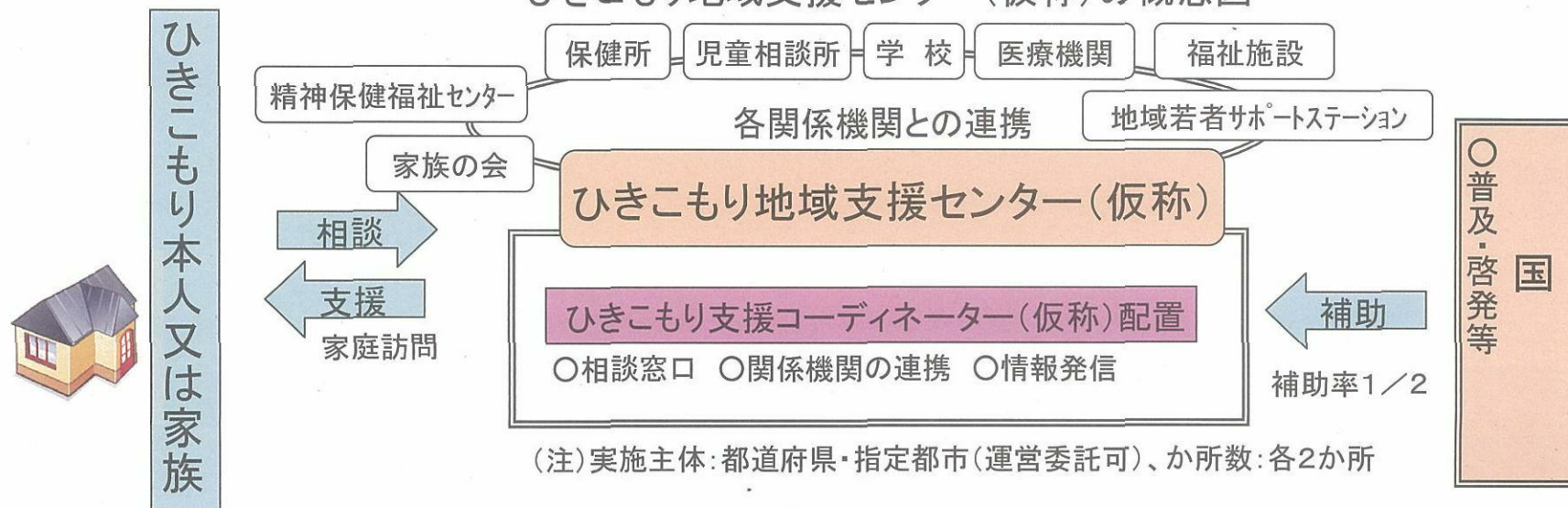
リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。



## 「ひきこもり地域支援センター(仮称)」の平成21年度予算案の概要(新規)

- 予算案:セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数
  - 実施主体:都道府県・指定都市(社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可)
  - か所数:都道府県・指定都市に各2か所(合計130か所)
  - 補助率:1/2(国1/2、都道府県・指定都市1/2)
  - 1か所当たり事業費:700万円(補助額350万円)
- (内訳)
- ①ひきこもり支援コーディネーター設置経費
    - ・謝金(2名(専門職員(社会福祉士・精神保健福祉士等)、一般職員))・巡回指導旅費
  - ②関係機関連絡協議会経費
    - ・委員謝金、委員等旅費、印刷製本費、会議費、会場借料
  - ③普及・啓発経費
    - ・企画検討委員会(委員謝金、委員等旅費、印刷製本費、会議費、会場借料)
    - ・リーフレット作成費

### ひきこもり地域支援センター(仮称)の概念図





# 厚生労働省におけるひきこもりに関する既存施策(平成21年度予算案)

## 施策の概要・平成21年度予算案など

## 担当部局・課室

- ・**精神保健福祉センター・保健所関連(精神保健福祉センター特定相談等事業費 94百万円の内数等)**  
精神保健に関する相談窓口における「ひきこもり」の相談。
- ・**思春期精神保健対策研修会関連(PTSD・思春期精神保健対策事業費 26百万円の内数)**  
「ひきこもり」を含む思春期精神保健の専門家の養成。
- ・**厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業(1,616百万円の内数)**  
「思春期のひきこもりをもたらす精神疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」(平成19年度～21年度)  
→思春期ひきこもりに対する評価・治療・援助の実践的指針の策定

社会・援護局  
障害保健福祉部  
精神・障害  
保健課

- ・**ふれあい心の友訪問援助事業(児童虐待・DV対策等総合支援事業25億円の一部)**  
児童相談所の指導の下、ボランティア(学生等)が家庭等を訪問。
- ・**ひきこもり等児童宿泊等指導事業(児童虐待・DV対策等総合支援事業25億円の一部)**  
児童福祉施設等における集団的な生活指導・心理療法等の実施。
- ・**ひきこもり等保護者交流事業(児童虐待・DV対策等総合支援事業25億円の一部)**  
コーディネーター(ひきこもりの子どもをもっていた親等)の支援の下、保護者を対象に講習会・グループワーク等を実施。

雇用均等・  
児童家庭局  
家庭福祉課

- ・**「若者自立塾」事業の実施(5.1億円)**  
ニート等の若者を対象に、集団生活の中での生活訓練・労働体験等を通じ、職業人・社会人としての能力の獲得や勤労観の醸成を支援。
- ・**地域若者サポートステーション事業(17.4億円)**  
ニート等の若者を対象に、地方自治体との協働により「地域若者サポートステーション」を設置し、専門的な相談等を実施。

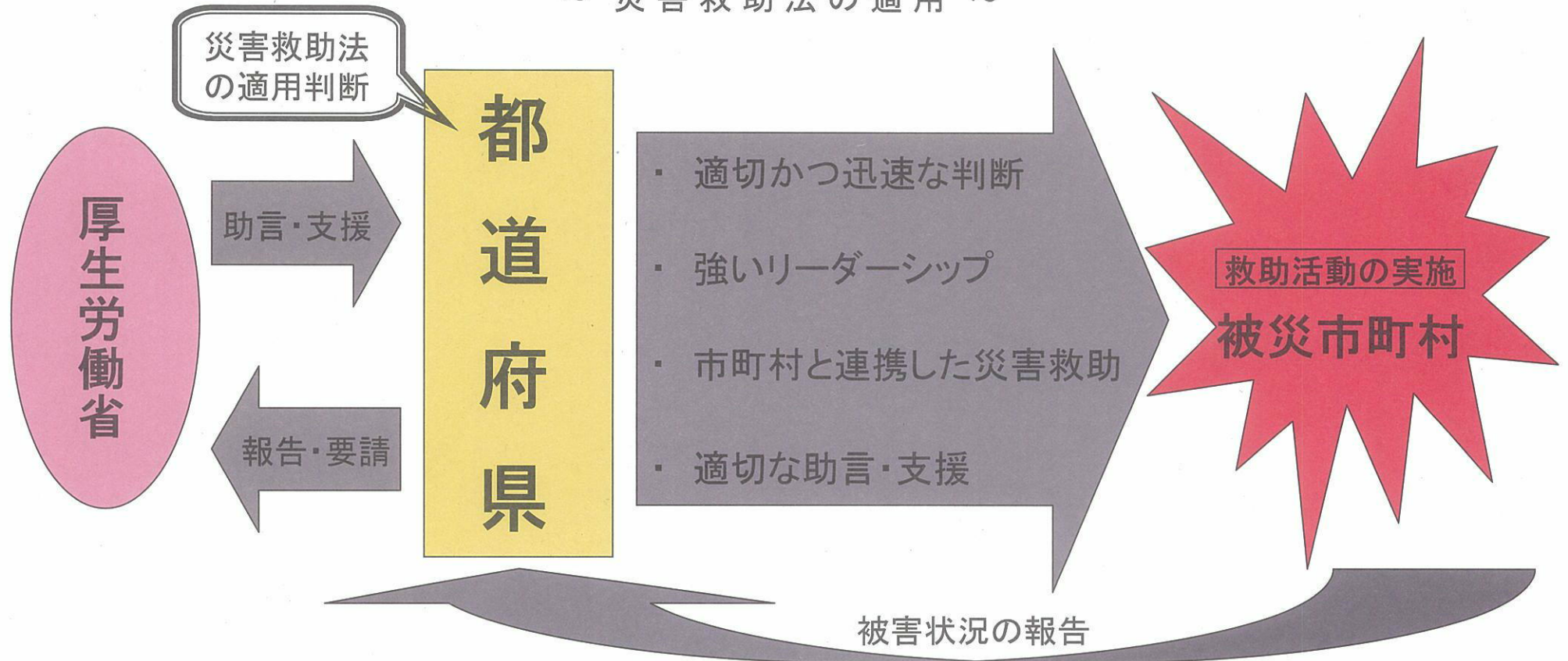
職業能力開発局  
育成支援課  
キャリア形成  
支援室



# 災害対策等について

# 災害対策等について

～ 災害救助法の適用 ～



- 災害救助法の適用判断にあたっては、被害住家の数が多数にのぼる場合だけではなく、多数の生命、身体に危害を受けるおそれがあり、例えば、
- ・ 洪水や土砂災害などにより避難勧告・避難指示等による継続的な救助
  - ・ 土砂災害や大雪などにより孤立した村落における救出や食品の給与 等
- が必要となる場合にも適用が可能であることから、迅速な判断に努められたい。



# 災害対策等について

～ 福祉避難所の事前指定・災害時における活用の促進 ～

福祉避難所とは、要援護者（高齢者、障害者等）が安心して生活ができる体制を整備した避難所であり、例えば、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、バリアフリー化されている老人福祉センター等の既存施設を利用して設置することができる。（一般の避難所の一室を利用して設置することも可。）  
福祉避難所については、できる限り事前指定を図るとともに、災害時の活用をお願いしたい。

## 事前準備

### 都道府県

- 福祉避難所の普及啓発
  - ・ 市町村等に対する研修会等の実施
- 広域的な調整
  - ・ 福祉避難所に適した施設、人材の確保支援

等

## 連携

### 市町村

- 対象者の把握
  - ・ 要援護者避難支援プランの策定
- 福祉避難所の指定（協定等締結）
- 地域住民への周知
- 運営体制の事前整備
  - ・ 物資・器材、人材、移送手段の確保
  - ・ 社会福祉施設、医療機関等との連携
- 設置・運営訓練等の実施
  - ・ 運営マニュアルの作成等

等

## 設置

### 都道府県

- 運営体制の確保・調整
  - ・ 人材、物資の確保等に係る広域調整

等

## 委任

### 市町村

- 福祉避難所の開設
  - ・ 概ね対象者10人に1人の介助員等の配置
  - ・ ポータブルトイレ、情報伝達機器等の設置
  - ・ ストーマ用装具、その他消耗器材の購入

等

## 財政支援

### 災害救助法（国庫負担対象）

- 通常の避難所経費に上記の特別の配慮に要する経費を加算





援 護 関 係

## 援 護 関 係

### (重点事項)

- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について

### (予算概要)

- 平成21年度援護関係予算案の概要

### (連絡事項)

- 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の時効失権防止について
- 遺骨収集等慰霊事業について
- 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について
- 中国残留邦人等に対する支援給付事務の監査について
- 恩給進達及び旧令共済関係について



## 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について

- 戦没者等の遺族の処遇改善を図るため、本年の通常国会に「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案」を提出予定。

○戦没者等の遺族について、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に、恩給法の公務扶助料等を受給する遺族がいなくなった場合に、残された遺族に対して特別弔慰金を支給する改正を行う。

(平成21年4月1日施行)

○今回の特別弔慰金は、額面24万円、6年償還の記名国債。

- 新たな時効失権防止対策として、国自ら個別案内を実施する予定のほか、各都道府県等においても更なる対策が行えるよう、事務委託費に総額3千万円の時効失権対策経費を新たに計上。



# 平成21年度援護関係予算案の概要

	20年度予算		21年度予算案
全体	54,657百万円	↔	49,750百万円
援護年金	39,617百万円	→	35,022百万円
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給（支給事務費）	0	→	64百万円
戦没者の遺骨収集等の推進	845百万円	→	913百万円
中国残留邦人等の支援	11,145百万円	→	11,113百万円 <sub>3</sub>



# 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の時効失権防止

## (現 状)

- 平成18年10月1日から受付を開始した当該給付金については、平成21年9月30日をもって時効が到来することから、もれなく制度案内を行うことが必要。

## (今後の方針)

- 恩給システム、援護年金システムの受給者情報と当該給付金請求済者の者を突合し、未請求の受給権者リストを平成21年3月末までに各都道府県に送付予定。
- 政府広報の実施（今月末：ラジオ番組）
- 自治体の広報誌を活用した広報

# 遺骨収集等慰霊事業

(平成21年度の方針)

	遺骨収集	慰霊巡拝
南方地域等	○寄せられた遺骨情報に基づき、民間団体の協力を得ながら7地域において実施 ○確度の高い情報があれば、緊急的な派遣を実施	○8地域について実施
旧ソ連	○抑留中死亡者の遺骨収集をハバロフスク地方において実施	○ロシア連邦4地域について実施

＜自治体への依頼事項＞

遺骨情報が寄せられた場合の情報提供

慰霊巡拝参加遺族の推薦（3月上旬に実施時期等を通知予定） 5



# 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達

## (現 状)

### (DNA鑑定)

- 旧ソ連地域等から送還した遺骨につき、死亡者名簿等から推定できる関係遺族に対して案内を行い、申請に基づきDNA鑑定を実施。

### (遺骨等の伝達)

- 遺族が居住する都道府県から伝達。

## (事務連絡)

### (DNA鑑定)

- 平成20年度に収集した遺骨について、関係遺族へのDNA鑑定の案内を平成21年度内に送付予定。

### (遺骨等の伝達)

- 都道府県職員による遺骨等の受領については、予算措置を行っているが、厚労省職員による捧持も弾力的に対応。

## 中国残留邦人等に対する支援給付事務の監査

- 平成21年度から、都道府県・指定都市の協力を得て、中国残留邦人に対する支援給付事務の監査を実施することとしている。

### < 監査の実施に当たっての依頼事項 >

- 監査資料の作成
- 管内の実施機関に対する実地監査 等

- 実施要領等については、各都道府県等のご意見を踏まえとりまとめ中。
- 確定次第お示しする予定。